



座談会風景 編集部

## 目 次

### 特集 安倍首相のTPP参加表明を受けて

TPP交渉参加表明に対するJAグループの主張と今後の運動展開 .....	馬場 利彦 (5)
TPP交渉の現状と日本の参加問題 .....	服部 信司 (16)
法律家が斬る！投資家対国家紛争解決手続.....	岩月 浩二 (24)
韓米FTA発効後一年の状況 .....	宋 基昊 (38)

### トピックス・シリーズ `世界の食料と農業⑦、

ウクライナ産トウモロコシの増産をめぐる情勢等について.....	新川 俊一 (46)
---------------------------------	------------

### シリーズ “農業研究最前線からの報告②”

Web版「農業経営診断サービス」の開発と今後の展開.....	大室 健治 (51)
--------------------------------	------------

[時評] アベノミクスに対するマスコミの論評について考える..... (KK) (2)

☆表紙 チューリップ祭(千葉・佐倉市)  
「農村と都市をむすぶ」2013年5月号(第63巻5号)通巻739

## アベノミクスに対するマスコミの論評について考える



安倍自民党内閣が成立してから、①円安、②二%インフレ、③規制緩和を目標とする経済政策が意識的に採用されている。

安倍首相は国家主義的な本音を慎重に抑制し、七月の参議院選挙までは早急に効果の出そうな経済政策に努力を集中する戦術をとっている。

これに呼応して、マスコミ、特に全国規模の新聞は安倍内閣の政策を基本的に持ちあげている。TPP交渉、消費税引上を実現するまでは、批判的論評を抑制する報道カルテルを実質的に締結しているかのようである。

その効果の表れであろうか、安倍内閣の支持率は近來に高く、しかも内閣発足後にも上昇している。参議院選挙を思惑通りに乗り切れば、戦後保守勢力の悲願である憲法改訂を実現し、海外派兵、軍事同盟参加、核兵器所有へと突き進む可能性が強い。経済政策で支持を得て、戦後政治の大転換を図ろうという戦術が成功する可能性は低くない。

このような方針に規定されて、安倍内閣の経済政策は短期的な効果が発揮できそうな方策に重点を置いている。首相自身の言う「三本の矢」になぞらえていえば、①金融緩和（貨幣供給量増加）、②財政政策再編（公共事

業増額と福祉圧縮）、③成長政策（規制緩和）の三者がその内容である。

これらの政策はそれぞれ激烈な副作用を伴うことは避けがたい。しかも政治的思惑から自由なはずの日銀が、人事権を通じて完全に政府の出先機関化されてしまったために、その深刻度は飛躍的に深まってしまった。そして第三の柱である成長政策に関しては、TPP交渉参加という形で事態が急進展を見せている。

TPP参加の経済効果は政府試算によってもGDPを三兆円（たったの〇・六%）引き上げるだけなのに、農業への壊滅的打撃（生産減少が三兆円以上）等、取り返しのつかないマイナスが生じる。このような政策が、なぜ国民の支持を得ているのかを考えると、マスコミ報道の問題点を取り上げないわけにはいかない。この点を首相のTPP参加表明（三月一日）に対する翌一六日の東京紙の社説に見てみよう。

まず、「聖域」擁護を捨てて、農業を含めて全面的に自由化せよと主張しているのが朝日、日経、産経である。朝日は、「聖域ありき』では受け身でしかない」として、あらゆる分野を開放の対象とした上で、「影響が避けられない分野については必要な対策を見極めて実行していく」方針をとれと主張している。農産物も同じ完全自由化原則の下に置き、政治的な影響が強い部分には多少の

所得補償措置などでなだめれば十分だという立場である。日経は、「競争力が弱いまま農業を保護し続けるのが国益ではない」とし、「農産物を含む日本の産品と、日本の人材、投資資金が自由に動ける舞台をつくることこそが国益である」から、「発想を『守る』から『築く』に切り替えるとき」だと抽象論を並べている。産経は、自民党が「聖域確保を最優先し、それができないならば離脱も辞さないとしたが、日本にとって TPP に加わらない選択肢はあり得ない」と主張して、農産物関税等の決着がどのようになるかと TPP に加わる以外に道はないと主張している。以上の三新聞は、農業利害など無視して TPP に参加せよという点で共通しており、ただ農業的利害のなだめ方に言及しているか否かの違いが見られるだけである。

これに対して、首相が国民に公約した「聖域」を守る努力と TPP 参加とを両立させよと主張しているのが、読売と毎日である。毎日、農業とともに『投資家と国家の紛争解決 (ISDS) 条項』や、医療保険制度などをめぐる不安は根強い」と述べ、「どんな貿易交渉でも国益のために譲れない品目はある。それを守り抜くのも政府の職責といえる」と「聖域」の重要性について一応の理解を示しているが、実践的には、「自由化をリードするためにも…国益のため真に欠かせない重要品目」を限

定せよという立場である。読売は、日本はアメリカの自動車業界に配慮する約束をしたことの見返りとして、「米国から農産品で譲歩を引き出すべきだ」としている。

これに対して、選挙公約を守るべきことを積極的に主張し、TPP の危険性についても危惧を表明しているのは、「公約に違わぬ交渉貫け」と題する社説を掲げた東京新聞だけである。すなわち、「自民党は昨年の衆院選で『関税撤廃が前提なら交渉には参加しない』などの公約を掲げ政権を奪還した」のだから、「後ずさりせずコメの例外扱いなどを強く求めるべきだ」と述べている。

以上のように並べてみると、東京新聞以外は TPP 推進、輸出企業の利益重視で足並みをそろえており、農業・食料・地方産業や、医療、保険等の各種の国民的利害に対する配慮の有無の差もそれほど大きなものではないことがわかる。この点は地元に着した地方新聞の論調と大きく異なるところである。広告収入減少などの経営難もあって、全国紙は企業と政府にすり寄る論調に流れ、政府に対する批判的主張を回避する傾向を強めてきたが、そのことが更なる部数急減への悪循環を促進していることを自覚させるためにも、生活実態に密着した主張を広く浸透させていく方向での、説得的な主張と運動が是非とも必要であると思われる。

(KK)

## 特集 安倍首相のTPP交渉参加表明を受けて

安倍首相は三月一五日、「日米首脳会談において聖域なき関税撤廃は前提とされていないことが確認された」とし、TPP交渉への参加表明を行なった（ただし、共同声明にはセンシティブ品目を関税撤廃の例外にするとは一言も書かれていない）。

この事態を受けて、四月二日、本誌編集委員全員の参加による座談会を開催し、全国農業協同組合中央会・馬場利彦参事に「TPP交渉参加表明に対するJAグループの主張と今後の運動展開」をテーマに報告をしていただいた。合わせて、本誌編集委員でもある服部信司（日本農業研究所客員研究員）が「TPP交渉の現状と日本の参加問題」についてサブ報告を行なった。

最初のふたつは、その報告内容である。座談会の質疑応答・意見交換部分は、紙幅の関係で割愛した。後半のふたつは、TPPを慎重に考える会の勉強会における講演内容である。

二月二〇日、岩月浩二弁護士「法律家が斬る！投資家対国家紛争解決手続き」。三月一日、宋基昊韓国弁護士「韓米FTA発効後一年の状況」。

いずれも、TPP問題を考える上で欠かせないテーマであるので、お二人の了解を得て掲載させていただきます。（編集担当 服部信司）

# TPP交渉参加表明に対する JAグループの主張と今後の運動展開

全国農業協同組合中央会 参事 馬場 利彦

全中参事の馬場でございます。本日はTPP交渉参加の一連の動きの岐路となった二月二日の日米首脳会談からご報告をいたします。

## 日米首脳会談の受け止め

まず、正直なところ、自動車の問題がそう簡単ではないと思っていましたし、日米首脳会談で双方があそこまですぐ踏み込まれるとは、我々自身も到底思っていませんでした。昨年一二月の総選挙で自民党が圧勝し、その政権公約である「政府が聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に

は反対する」との党のいいぶりを、政府が聖域なき関税撤廃が前提でないというなら交渉参加できる、公約違反ではないというような切りかわりをし、局面転換をこの日米首脳会談でしたということかと思えます。

我々の日米首脳会談に対する受け止めですが、日米首脳会談の共同声明は、三つの段落になっていて、一つ目では、「全ての物品が交渉の対象とされること」、「TPPの輪郭（アウトライン）において示された包括的で高い水準の協定を達成していくこと」を日本も確認するということ、まさにこれ自体は「聖域なき関税撤廃」を前提にしている文言そのものです。

しかし、その次の段落の「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識し」、「最終的な結果は交渉で決まる」、そして「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求め



られるものではない」ということを文章で確認し、安倍総理は、まさにこのこと「聖域なき関税撤廃」が前提ではないということが明確になったとおっしゃったわけですが、我々としてみると、第一の段落で全ての物品を交渉の対象にして、最終的には交渉のなかで決まっていくとしかいっていないのであって、アメリカは従来の姿勢を変えているわけでもないし、一定の農産品が関税撤廃の対象から除外されるといったことが担保されたわけでは決していない、すなわち聖域なき関税撤廃を前提にしたものとしか理解できない、これがJAグループの受けとめ方です。

ましてや三つ目の段落には、二国間協議の継続や「自動車・保険の懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し」と、また「その他の非関税措置」まで加わって「対処」が求められて、入場料についてまだまだ協議がされているということで、自民党の公約の六項目が達成できたとは到底いえないというのが、我々の受けとめ方・認識です。

このように、日米首脳会談に対し、①「聖域なき関税撤廃」を前提としたものとしか理解できないこと、②農産物のセンシティブティについて認識されたとしても、関税撤廃対象から除外することが確認されたわけではないこと、③政権公約で示された六項目の判断基準が満た

されたとは確認できず、このまま拙速に交渉参加すれば国益を毀損することにつながることを、④したがって、このような状態で参加することは反対であり、絶対にそういう判断をすべきでないこと、⑤さらに政府・与党ともに政権公約が担保されているのか、しっかりと国民に情報開示すべきである、という旨の会長声明として即座に出したのが、日米首脳会談、共同声明がなされた二二日の段階でした。

### 日米首脳会談後の動向

さて、その後、与党内の動きとしては、まず、安倍総理は帰ってこられてすぐ、自民党の一任をとる旨をおっしゃって、役員会の中では、「一任」という言葉は使いませんでしたが、「TPPに参加するかしないかは、その判断時期を私に任せてほしい」、「農業・農村に詳しい自民党の意見をよく聞いて判断したい」ということで、この段階でもう参加表明の判断はされて時期・プロセスの問題だったのだと思いますが、いずれにしても実質一任というようなことになったわけですから、ここで政治的に大きな局面を迎えたと思います。

自民党には「TPP交渉参加即時撤回」の議員連盟がありまして、二四〇名弱の先生方がいらっしやあって、自民党の三分の二近い先生方が入って、「TPP交渉参加即

時撤回」といつていたわけであり、交渉参加の判断は政府の専権事項としても、最終的な条約の批准にとつてこの勢力は大変重いわけです。ですから、森山裕議連会長の、「六項目を守ったという評価を国民からただけるように党としては頑張らなければいけない」との発言のように、党として政権公約の内容が担保されることが重要だという局面にうつっていったわけです。そこで、事前に議連で整理し明確にした「守り抜くべき国益」を、二七日の「外交・経済連携調査会（衛藤征士郎会長）」で決議し、党として改めて確認した、というわけです。

つまり、日米首脳会談を受けての党としてのスタンスを、議連がリードし、外交・経済連携調査会で決めたわけで、かつ「守るべき国益を認知し、その上で仮に交渉参加を行う場合は、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すべきである」ということを、総理・政府に対して申し入れたということであり、

そこでは、選挙公約には「政府が聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加には反対だ」といういいぶりを、農林水産品における関税について、当時「米、麦、牛肉、乳製品、砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象となること」とされました。つまりは「聖域なき関税撤廃が前提」というのは、こういうことが守れないから交渉参

加に反対ということであり、逆にいうと、重要品目は守り抜くこととされたわけです。

さらに公約に載っていた食の安全、ISD条項などの五項目に加えて、医薬品の問題、相互資格の問題、漁業補助金、メディア、公営企業等々についての懸念事項を入れて、これが「守り抜くべき国益」であるといつて、参加表明前に党はこれを総理・政府にぶつけたというのが首脳会談直後の経過です。

ただ、アメリカの受けとめ方ですけれども、まず日米首脳会談の前にカーク通商代表（当時）は、「全ての品目をテーブルにのせることが交渉開始の必須である」との姿勢を示したほか、オバマ大統領の貿易政策アドバイザという強い姿勢が示され、また、日米首脳会談が終わった後も、アメリカの報道は、何の前進もなかったという論調で、「全ての品目を交渉のテーブルにのせることが確認された」としか言わず、センチティビティの話は一切出ていないというのが実態でした。

### JAグループの主張・考え方

そこで改めて、我々として、こうした経過をどう受けとめたかということですが、そもそも、なぜ我々はTPPに反対しているかというと、これまでのEPA

やFTAと違って、TPPは、「聖域なき関税撤廃を前提とする」からこそ、農業面であれば米などの重要品目が守れない、除外できない、だからこそ断固反対しているのだと。あわせて、食の安全とかISDなどがありますけれども、根本のところはここにあります。

ただ、安倍総理は、「私は、聖域なき関税撤廃が前提でないという認識に立った」といって、我々が、「いや、それは違うでしょう」「理解できません」といっても、総理は「交渉力によって解決できる」というように、この言い合い・水かけ論になってしまっています。

総理は、記者会見などでも「交渉力」とか「その点は民主党とは違う」とかおっしゃっていて、まさに交渉力でここは突破する、その足がかりを日米首脳会談でとったという認識に立っておられる。自民党の中もそうで、総理がこういっている以上、「政府として国益を確保すべき」といわざるを得なくなったということであって、そうした認識に対して我々の主張・考え方を整理したのが次の四点です。

一つ目は、先ほどもいきましたように、日米首脳会議においては「聖域なき関税撤廃」を前提としたものとしか我々は理解できないし、重要品目の除外も担保されておらず、そういう面では、総理の認識とは明らかに異なっているということ。

二つ目として、聖域なき関税撤廃が前提ではないという認識に立つのであれば、全ての重要品目について除外を実現できるものでなければならぬ、除外を実現することが、逆にいうと、それが政権公約であるということ。

また、三つ目に、当然TPPは農業だけではなく、ISD、食の安全、医療、保険等々国の形を変えるものであり、公約の六項目がすべて遵守されない限り、党としてそれで選挙された国民の信頼を得ることはならないということ。さらにこうしたことを政府方針としてきちんと明確にすること、つまり、自民党の方針を踏まえて、守り抜くべき事項を政府としての方針としなければならぬし、そうしなければ六項目は遵守したことにならないということ。この考え方を整理した上で、総理のところ申し入れました。

その際、総理は、日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃」が前提でないという認識に至り、しかも文書で確認したということを強調され、国益を守るために全力を尽くさなければならぬ、まさに交渉の中でその結果を残したということのような状況でありました。

ですから、参加表明を前提に、「交渉力で頑張る」というような姿勢に対し、我々は、政府がしっかりと国益を具体的に認識し交渉方針として明確にしない限りだめだということを書いてきたということ。す。



## TPP参加表明までの動き

さて、その後の動きですけれども、二月二八日の本会議でも、安倍総理は「政府の責任で交渉参加について判断する」とおっしゃいましたが、ただ、委員会の中では、「入り口で除外するという担保は共同声明にない」とか、「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、TPP交渉参加には反対するというのは公約。あとの五つは自民党の総合政策集に示している」と、位置付けに差をつけた答弁もあったところです。

また、後から交渉参加することが不利になるのではなにかという質問に対し、「合意済みのルールを再協議できるのか、元からの参加国とで意見が異なる場合に協議が途中で打ち切られるか判然としない部分がある」といった認識や、外務大臣からは「交渉参加の進展をおくらせないとか、包括的で高いレベルの貿易自由化を約束するといった条件が遅れた国に対してはいわれている」といったことがいわれました。

そういう中で、野田政権時代にアメリカは、入場料としてトラック・車の関税の削減の猶予や、米韓FTAのときにあったような車の安全基準で審査なしで輸入できる枠をふやすとか、あるいは学資保険の内容を変えろとかをいってきて、日本にとって容易でないので、民主党

政権はできなかったということを前原元大臣がおっしゃった。このことは、新聞報道でも、米国の自動車の関税撤廃の猶予とか、安全審査を簡便にできる特別取扱制度の適用範囲を、二、〇〇〇台から五、〇〇〇台にするとかが協議されている旨が報道された経過がありました。

そういう状況が続いている中で、自民党では総裁直轄の本部の下にTPP対策委員会（西川公也委員長）が立ち上がり、党で決めた先ほどの守り抜くべき事項をさらに深掘りするとか、いろいろな条件を含めて議論をすることになり、政府側に入っていない議員のほとんどがこのメンバーに入っていて、一週間程度でしたが、分野ごとに議論がされました。

そんな中で、三月一三日の総会で、「TPPに関する決議」がされて、とりわけ第四グループの農林水産分野のとりまとめも本体の別紙として位置づけられました。その内容の一つは、文書で、「聖域なき関税撤廃」が前提でないということについては、日本外交の成果であると評価されていること。

そして、「守りぬぐべき国益について明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならぬ」ということで、国益を守るのだとっております。

また、農林水産分野の重要五品目等や国民皆保険などの「聖域」という言葉は英語に直すと何とこのかとい

うのもいろいろ議論があって、英語では「死活的利益」というようになりましたが、それが守れないと判断できない場合は、脱退も辞さないものとする、これそのものがまさに政府の交渉方針だと思うのです。

なお第四グループは重要品目を補足したうえで、これらが除外または再協議の対象となることと、一〇年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も認めないと。

それが「除外」という意義だということを変更して確認してきますし、受け入れられない場合は脱退も辞さないものとするということも、第四グループの意見が反映されて、本体でも「脱退も辞さないものとする」と入れて、党としては国益を守るという判断基準を明確にしたといえます。ただ、その上で、参加表明の土俵をつくったと逆にいうと言えるわけでありませう。

### 安倍総理の交渉参加表明と反応

それで、三月一五日に安倍総理は記者会見を行ったということになります。我々の集会が一、二日でした。党のとりまとめが一、三日で、一五日に表明されたわけです。

なお、TPPのメリットが明らかではないじゃないかという党内の議論もあったわけですが、総理の表明後に影響試算が出され三兆二、〇〇〇億円のGDPの増加の一方で、農林水産物の生産減少額三兆円、多面的

機能の損失額を約一兆六、〇〇〇億円とそれぞれ示されました。

記者会見で安倍総理がおっしゃったのは、「今後の交渉によってセンシティブ品目への配慮などあらゆる努力により悪影響を最小限にとどめるとするのは当然のこと」ということとしながらも、明確な「除外」といった言葉はでないし、「守るべきものはさまざま政策を駆使して守らなければならない」、「しっかりと交渉していく」、「強い農業、攻めの農業」ということで、輸出なども例に出されていきました。そして多面的機能を守っていくための対策、メニューについてしっかりと議論していきたいと。

また、自民党の公約についても、「聖域なき関税撤廃を前提としない」ということを確認した。「そのほかの五つも交渉の中でしっかり守っていく」としかいわれず、重要品目もその他の判断基準も交渉の中でしっかり守っていくとしかいっていないというのは事実でありますし、情報開示も交渉に入ってみると情報が入ってくるでしょうということ、公開できることは、進捗の状況に応じてしっかりと国民の皆様提供していきたいという言い方でした。

また、記者の質問に対して、党が離脱についていっていますけれども、「今、離脱するかどうかを申し上げるのは、むしろ国益にも反するわけで、適切ではない」とい

うスタンスでした。私は逆に離脱のカードをもって交渉する方が強い交渉力だと思えますけれど。

また、交渉参加条件についても、「遅れて参加した日本がひっくり返すのは難しいというのは厳然たる事実だ」ということをおっしゃっていた。

いずれにしても、その後の各業界からの反応はというと、全漁連はまさに我々と同じスタンスで、国益が守れないと判断された場合は脱退もしなければいけないというこの声明を出しておりますし、パルシステムは、遣伝子組み換え、食の安全・安心等々のわが国の先進性を引きおろそうとする交渉は断固反対。主婦連も同様でありますし、医師会も混合診療を全面解禁しないこと、営利企業も入れないことといった、直接、国民皆保険の議論はされていなくても、こういう懸念を医師会はもっているわけで、これも、国益に反する場合は速やかに撤退するという選択肢ももつべきとされていきました。

地方自治体も、これまで慎重・反対の決議がおよそ八割のところで行われていたわけで、全国知事会は国民に十分な説明を行うこととか、農業については具体的かつ体系的な対策を明らかにすることとしています。全国町村会では絶対反対、極めて遺憾だとい、全国町村議会議長会も脱退を含めて決然とした行動をとるよう強く要請すると言っています。つまり、国益を守れなかったら、

公約違反ですから、そこで交渉をやめなさいというロジックでみんな意見を表明しているということであろうかと思えます。

### 交渉参加表明後の動向

その後の動きであります。政府としては、TPP主要関係閣僚会議を開催して、甘利大臣を本部長にTPP政府対策本部を設置し、首席交渉官と国内調整総括官を置くことを決定しました。また、その後の与党では、三月二五日にTPP対策委員会が再開されています。撤回議論も、「TPP参加の即時撤回を求める会」という名前から、「TPP交渉における国益を守り抜く会」と改称し、守り抜くべき事項を守りぬくというスタンスを示したのが今の状況です。

アメリカの反応も、USTRのマランティス通商代表代行は、「解決しなければならぬ重要な事項はなお残っている」といっていますし、「日本との事前協議の継続を望む」、「協議を続ける」ということで、現時点ですぐ議会へ通告がされるのかどうかというのは極めて不透明な状況です。米国議会でも、今の状況で日本が参加することを容認する段階ではないということを米国議会の議員たちはおっしゃっていますし、各業界も、除外というのは認めないということを押しています。とくに個別

品目を交渉から除外させてはならないとか、コメはテーブルにのせるとか、乳製品も真の市場アクセスを成しとげるというようないぶりで、さらには食品添加物承認等の非関税障壁があるということ。さらに、全米自動車政策協議会が強固に今も反対しています。

なお、事前協議の中で佐々江在米日本大使は、まず参加承認を得るまでに何を日本が約束するのか、交渉入りした後は何を深掘りされるのかの二段階があって、まずは第一段階のところで協議がされ、交渉に入ったとしても、さらに深掘りされるということはあり得べしということを示唆しています。

また、ニュージーランドのグローサー貿易大臣は、参加を認めるか否かではなくて、参加の条件とタイムミング、日本との交渉の進め方である、つまり、参加はしても、要は、どう条件をつけさせるのか、そしてどういう進め方にさせるのかというところが課題ですといういいかたで、日本の重要品目を関税削除の例外にすることにについては、「何らかの関税削除から完全に除外するということはできない」「いかなる品目も関税削減から完全に除外することは不可能だろう」といい、日本が国益を守りますとか、除外再協議を求めていることもわかっています、そういうことはないということをけん制しています。そして「四月のAPECで日本の参加承認について

正式に決断が下される可能性はある」と言及しています。

いずれにしても、「除外」はないということをあらゆるところからいわれている、そうした周りの環境に置かれる中で交渉参加表明であるということです。

TPP本体の交渉状況については、肝心の物品の市場アクセスについて繊維とか原産地表示とか、あるいは乳製品の問題とか国営企業の問題とか、いろいろ意見交換されているようできて、ニュージーランドのグローサー貿易大臣は「政治的決着に向けて射程距離圏内に入ったと思う」ということをいっていて、交渉の進展を示唆しています。

そんな中に入っていくことになると思われることになるわけですが、今後の日程は、七月にもTPP交渉の追加会合が予定されるということで、これに間に合うためには、四月にアメリカが議会に通告して、九〇日ルールで間に合うぎりぎりのところが七月交渉となっていて、だから安倍総理は記者会見の中でも「タイムミングを逸しない」とかとおっしゃって、この時期だということを強調されたのだらうと思います。

### J Aグループの今後の運動展開

しかし、我々のスタンスはこの局面でも全然変わって

いなくて、安倍総理が参加表明されたときの抗議声明では、「TPPは、国のかたちを一変させる極端な交渉である」という懸念が国民の間にある中で、総理が極めて前のめりな姿勢で参加表明に踏み切ったことは到底納得できない。全国の農業者とともに、強い憤りをもって抗議する。」ということであり、政府との認識の違い、疑問に対して十分な説明もしないし、政府統一試算も後から出てきたもので、こんな拙速な参加表明は極めて遺憾というところで、政府が「あくまで聖域なき関税撤廃が前提ではない」という認識に立つのであれば、重要品目は全て除外または再協議としなければ、我が国の国益は守れない」としています。また、六項目すべてが何も担保されていないのであって、そういった懸念は全て交渉の結果でしか払拭できないものであり、極めて問題だということとで、政府は、国民が納得できる揺るぎない交渉方針を確立すべきであって、党でいっているようなことを政府の方針としてそれをやるべきだということですし、そうしなければ、政権公約の遵守は実現できないという認識です。

我々自身は、TPP交渉が今までの枠組みで行われている以上は、国益は守れない。我々がこれまで主張してきたことを今後実現していくには、国民各層と連携して、引き続き、断固反対の運動を展開していくというこ

とであります。要は参加表明してしまったけれども、まだ参加を認められたわけではありませんし、また、入ってからも、国益が守れるかどうかという局面もこれからでありますので、長い闘いになるかと思えます。

最後に、今後の見通しと運動の基本的考え方ですが、まず状況としてみると、参加表明直後の各種アンケート、世論調査では、表明に対して評価するという声は六割程度と多かったわけですが、例えば、「農産物の一部については、自由化の例外とすべきだと思うか」では「すべき」が六割、「食品の安全基準が下がる不安を感じるか」では「感じる」が七割、「国民皆保険制度に悪影響が出ると思うか」では「思う」が四二％ということ。

ようやく気づいたかということかもしれませんが、加えて「国民に十分な情報を提供していると思うか」では「思わない」が八割、「輸入品が入ってくることに不安を感じるか」では「感じる」が六七％ということとです。

ですから、中身はわからないで、評価だけはしているのが実態であるのも事実でありますので、極めて情報不足の中で、単純にTPP賛成が多いという評価にはまいるんぞということでもあります。

また、地域別にみても、都市部では「賛成」が六割、「反対」が二割で、地方では「賛成」が四割、「反対」が三割

と拮抗しています。いずれにしても、情報を的確に発信して、我々の主張に理解と共感を得る国民的な運動を引き続き強化していく必要があるということが重要でありますし、我々は今のTPP交渉はこれまでのEPAとは違う、まさに危険な協定で、例外もない、いろいろな分野でのルールを変えさせられるという面では、今の枠組みではなく、これまでのEPAだったらまだいいかもしれないという意味では、この枠組みを変えなければだめだということですから。そうでないと、国益は守れない。

いずれにしても長い闘いなので、今後、断固として国民各層と連携して食とくらし・いのちをまもる運動に粘り強く取り組んでいくということです。

ただ、今後の見通しとして、すぐに参加の承認がされ、年内の合意に向けて一緒に入っていくということも想定されますが、片方で、交渉参加国から簡単に参加承認が得られず、事前協議が長期化する、あるいは、参加したとしても交渉自体は長期化していくという見方もあります。先ほど、年内合意が射程距離圏内という発言を紹介しましたが、なかなかそうはまいらないのではないかと、日本が仮に入ったとすれば、いろいろな問題を残し、ましてや除外などはあり得ない、全ての品目を交渉のテーブルにのせなければならぬといったことに対して、相当な交渉力がないと容易でないわけですから、今後長

期的な取り組みとなるということであろうかと思えます。

今はこれから承認され、正式参加するまでの局面で、次に、交渉入りして妥結するまでの局面、さらに交渉が妥結になって批准する局面、この三つの局面があるわけです。そういう面では、次の局面に行かないように、我々の主張を、政府・国会はもちろん、国民各層に伝えていくと同時に、交渉参加国のアメリカやニュージーランドや豪州などに我々の主張を訴えていくということです。

繰り返しになりますが、現在のTPPの基本的な枠組みは変わっていないわけで、引き続き、農業だけではなく、いろいろな問題を国民各層に訴えていくという取り組みを引き続き進めていくことでありますし、参加が承認された場合には、党の決議を遵守して、重要品目の除外または再協議を実現すること、そして、国益が守れないと判断する場合は、即刻、交渉から脱退するよう求めていく。こういう基本スタンスで具体的な取り組みを進めていきたいと考えているのが今の状況です。

### TPP交渉参加表明に対する抗議声明

3月15日、安倍総理は、「自民党の決議文を胸に、強い交渉力で結果を出していく」、「日本の食と農を守ることを約束する」、「政権公約、国民との約束は必ず守る」などと述べ、TPP交渉参加の意向を正式に表明した。

TPPは、国のかたちを一変させる極端な交渉であるという懸念が国民の間にあるなかで、総理が極めて前のめりな姿勢で参加表明に踏み切ったことは到底納得できない。全国の農業者とともに、強い憤りをもって抗議する。

TPPの基本的な枠組みは何ら変わっておらず、日米共同声明に基づく総理の「聖域なき関税撤廃が前提ではない」という認識は理解できない。この我々の疑問に対し、十分な説明がなく、政府統一試算も事前に情報開示しないまま、拙速に参加表明した政府の姿勢は、極めて遺憾である。

政府が、あくまで「聖域なき関税撤廃が前提ではない」という認識で交渉に入っていくのであれば、わが国の米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の農林水産物の重要品目を全て除外又は再協議としなければ、わが国の国益は守れない。

また、TPPは農業の問題だけではなく、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。多くの国民が、そのような懸念を抱いているにもかかわらず、6項目にわたる政権公約は何ら担保されていない。そうした懸念は、すべて交渉の結果でしか払拭できないものであり、極めて問題である。

政府は、国民が納得できる揺るぎない交渉方針を確立すべきである。今後の交渉プロセスの中で、国益が守れないと判断した場合には、即刻、交渉から脱退することを、政府として明確に国民に確約すべきである。そうしなければ、政権公約の遵守を実現できるものではなく、政治に対する国民の信頼は確保できない。

政府が交渉参加を表明しても、米国や豪州、ニュージーランドなどがどのような対応を示すかは、全く予見できない。TPP交渉が現在の枠組みで行われている以上は、わが国の国益は守れない。我々がこれまで主張してきたことを今後実現していくには、長い闘いになるが、引き続き、国民各層との幅広い連携のもと、TPPから食と暮らし・いのちを守るため、断固反対の運動を徹底的に展開していく決意である。

平成25年3月15日

全国農業協同組合中央会  
会長 萬歳 章

# TPP交渉の現状と日本の参加問題

日本農業研究所客員研究員 服部 信司

私の方からは、サブ報告ということですので、馬場さんの報告にあったことの重複は避けます。私の感じているところを中心にして報告させてもらうことにいたします。

## 1、日本の参加をめぐる動き(二〇一三年一月～三月)

最初に、この間一月から三月への三ヶ月の間の日本の参加をめぐる動きとして、主な点を上げてみます。

一月の下旬までは、安倍首相は一月に日米首脳会談をやりたいということで動いていて、その際は、TPPを首脳会談の主要テーマとは必ずしもしないという態度であったといっているかと思えます。それは一月一二日のNHKテレビの安倍首相の発言に示されています。

これに対して、一月一六日にキャンベル國務次官補が来日しまして、そこでオバマ政権の意向を日本側にかな

りはっきりと伝えたと考えられます。これを受けて、安倍政権の首脳会談に対する対応が変わり、二月の日米首脳会談の主要テーマにTPP問題がなったといっていると思います。

そして、二月二二日に日米首脳会談が行われて、その共同声明で、詳しく馬場さんからお話があったように、“聖域は担保された(関税撤廃の例外が担保された)”と首相がそこで認めるようになったということです。

これももとに首相が正式な参加表明の時期をうかがったわけですが、三月上旬に日米の自動車問題についての日米間の協議が行われて、これは政府は認めていないわけですけれども、ここで事実上、自動車問題についての非公式の合意ができたのとみていい。これがないと、日本側での正式の参加表明もできなかった(アメリカ



カが認めなかった)と思うのです。これを踏まえて、三月一五日に首相がT P Pの参加表明をした。こういう形になっているわけです。

そして、四月二〇・二一日にA P E Cの閣僚会合が行われるわけですが、それに関連してT P Pの閣僚会合が行われる予定なので、そこで日本参加が承認される可能性がある。これが現状だと思います。

この大まかな流れに即して、私の見方を申し上げます。きたいと思います。

## 2、アメリカのルール分野についての提案…企業 の利益を露骨に追求し、ルール実行を強制化

この間、二〇一〇年から約三年間近く交渉が行われてきたわけです。物品の自由化の三分野、ルール分野の二分野、合計二分野で交渉が行われてきています。しかし、それは完全に秘密交渉ですから、そこでどういう提案が行われているか公式には一切発表されていません。非常に厳格に情報が管理されています。一部の分野について、例えば、知的財産権については情報紙にアメリカの提案がほぼ全文リンクされましたがそのリンクされているのもごく一部の分野に限られています。

とはいえ、有力情報紙に、どういう点で交渉が難航しているのか、どういう点で対立が存在しているのかとい

う報道は頻繁に行われてきているので、それらを前提にして、アメリカの提案内容やその問題点をみる必要があります。それをまとめてみると次のようになります。

一つは、アメリカ提案の場合—これは知的財産権の分野ですが—、アメリカの企業、特に製薬会社ですけれども、その利益を露骨に追求しようとするものが目立つ。具体的には、生物学的薬剤—血清とかワクチンなど—の特許期間を一二年という長期の期間にしようとしている。まだ一二年という提案をしているわけではないのですが、アメリカの製薬会社はそういう提案を強く押しつけている。ベトナムやペルーなどの途上国は反発しています。

もう一つ、環境・労働についてのアメリカの提案というものは、この分野で紛争処理が起こった場合、その紛争処理機構の結論を物品の場合と同様に拘束的なものにするとしています。すなわち、国内で罰則を科す、あるいは相手国に報復の権限を与える。こういうものにするというのがアメリカの提案です。W T O協定では、環境・労働についての紛争処理機構の結論を拘束的なものにするということではないわけです。これについて各国が非常に強く反発をしている。

これがルール分野でアメリカ提案の特徴とみられます。アメリカは結局、拘束力をもったルールにしよう

している。それによってアメリカ的ルールをT P P全体に及ぼしていこうというのが、アメリカの提案の一番際立った特徴ではないかとみられます。

それに対してほかの国々が反発をしているというのが、環境・労働あるいは知的財産などについての現状だとみられます。同時に、アメリカが非常にハードルの高い提案を出しているから、それに対してほかの国々が反発して、結果、アメリカが孤立しているという面がみられるということです。

こういう中で、安倍首相が「アメリカとタッグを組んでルールづくりを主導していく」ということをいっているのだけれども、果たしてどんなルールを日本が主導してつくりようとしているのか、これは全く不明です。そういう状況は今に始まったことではなく、野田政権のときからそうであった。さらに、後から交渉に入った国は、既に確定した内容を変更できないということであるならば、とても日本がルールづくりを主導するなどということとはあり得ないといっている。

### 3、アメリカ・物品自由化で受け身に立つ

次に、物品の自由化交渉についてはどうなのか。物品の自由化交渉というのとは一番おくられているといわれています。これが一番センシティブ（重要）だから、これが

一番後回しになるといわれているわけですが、この分野では、アメリカは受け身に立っているというのが現実での状態だといっていいと思います。アメリカが受け身になっている品目は、ニュージーランドとの関係での酪農品、豪州との関係での砂糖、ベトナムとの関係での繊維品です。

ニュージーランドは、ご案内のように、世界で最も酪農品の競争力が強い国で、対してアメリカは酪農品を高関税と輸入割り当てで保護しています。アメリカは、ニュージーランドの酪農集荷団体のフォンテラが独占的な存在だということを利用して、それに対して規律をかけることを検討しているということ、自国の関税撤廃、関税削減の提案を行っていません。

それから、豪州に対しては、今回のT P P交渉では、「すでに自由貿易協定を結んでいる国とは物品の自由化交渉はしない」という原則をアメリカは出しているわけです。豪州やニュージーランドがその原則を認めているわけではないのだけれども、アメリカはこれでもって突っばねています。物品の自由化交渉は、事実上、アメリカペースで進んでいるということです。アメリカは、そのことを盾に、「豪州とは既に自由貿易協定があるから物品の自由化交渉はしない」といって、物品自由化交渉をしていないわけです。その結果、砂糖の問題には手をつけ

ない状態が続いている。

アメリカは世界最大の繊維製品の輸入国です。対して、ベトナムは繊維品がアメリカへの最大の輸出品となっています。アメリカはこの繊維問題について、原系以降の全ての段階において、原系、織物、最終製品について、一〇〇%ベトナム産のものを使っているのではなければ、その繊維製品は関税撤廃の対象としないとして、ベトナムに対して関税撤廃・削減を提起していません。

この三つでアメリカが受け身に回っているという状況ですが、全体としても、アメリカは現TPP交渉では物品自由化で得るものは極めて少ないといえます。このよう交渉のなかに日本が入ればアメリカにとって「得るものが少ない」という事態が開けると考えられているといっていると思います。

#### 4、日米首脳会談、一月開催プランとアメリカの対応

次に、安倍政権が日米首脳会談にどう臨もうとしてみているのか、そしてそれがどう変わったのかという点です。

当初、一月上旬時点では、安倍首相は最初の訪問国としてアメリカを設定して、そこで集团的自衛権の行使の容認表明を行って、それをもって日米同盟強化の表明をしようとしていたといっていると思います。

TPPについては、党内状況と参院選を考えて、首脳

会談では立ち入らないとしていたとみられます。「TPPについては五月までに最終方針を決める」とか、「TPPについては状況分析が十分ではない」とか、こういうことをいっていた。

他方、現在のオバマ政権は、日本のTPP参加に強い期待をもっている。オバマ政権は、安倍政権のこういう姿勢をみて、一月の日米首脳会談を開いても余り価値がないと判断し、オバマ政権の日程の繁忙さを理由に一月の開催に応じなかった。そして、一月一六日にキャンベル国務次官補を日本に派遣した。こうなったと思われる。キャンベル国務次官補は四日間日本に滞在したわけですが、そこでどんな対日姿勢で臨んだのかということ、二月九日の朝日新聞に見聞き両面で詳しく示されています。「日米同盟の強化には、安保重視よりもTPPの参加だ」というタイトルで出ています。

キャンベル国務次官補はこの四年間、オバマ政権のアジア外交の主導者であった人物です。彼がいつているのは、「米日関係を活性化し強化するために最も役立つのは、対話の強化ではなく、安全保障問題に一層の重点を置くことでもない。両国の経済関係をより開放し、競争と連携にさらすことだ」と。すでに日米間の対話は十分にできており、安全保障面での協力も不足ない。今必要なのは、日本がTPPに参加し、経済関係は市場を開放

することだ、というのです。これがまさに現在のオバマ政権の日本に対する、あるいは日米首脳会談に対する姿勢であったと考えていい。

経済関係の開放というのは、いうまでもなく、日本の関税撤廃であり、アメリカはそれを前提として日本への輸出拡大を考えている。ことしのオバマ大統領の一般教書演説では大統領就任以来初めてT P Pについて言及をしたわけですが、それと強く連動しているキャンベル国務次官補の考え方だといっていると思います。

オバマ政権は、四年前に輸出倍増計画を出したわけですが、輸出を拡大してアメリカの雇用を拡大していく、これが依然としてオバマ政権の最重要課題になっている。そこからT P P重視が出てきているといっていると思います。

キャンベル国務次官補の来日を受けて明らかになったことは、安倍首相の集団的自衛権の容認表明を中心にして日米同盟強化を行うという意味での日米同盟強化は、首相の一方的な思い込みであったということです。しかし、アメリカ側の意向を受け入れる以外に首脳会談を行う道はない。日米首脳会談を開くことができなければ安倍政権はもたないということになるわけで、首相がアメリカの意向を受け入れたと思われる。

一月中旬以降、「集団的自衛権の行使」容認発言は消え

ていって、かわりに、「首脳会談で『聖域なき関税撤廃』かどうか確認する」、「その感触に基づいてT P P参加を判断する」という発言に大きくシフトしていったわけだ。

本来、日本の立場からすれば、日米の産業構造の違いを無視して日本の産業・農業生産体制を弱体化させて日米同盟の強化はないということになるわけですが、大変遺憾なことに首相がアメリカ側の意向を受け入れたのだと思います。

日米共同声明に関しては、馬場さんから詳しい分析と評価がありましたので、省略したいと思います。ポイントには、日本の農産物をセンシティブ（考慮すべき、重要）品目として認めているものの、その扱いには一切ふれず、それを関税撤廃の例外にするとはしていない点にあります。自民党の公約は担保されていません。

首相は日米首脳会談なり日米共同声明において、「聖域が担保された」ことが確認されたとし、それをもとにしてT P Pへの正式な参加表明を探るようになったわけです。

## 5、日米自動車合意（三月上旬）

日米首脳会議と首相の参加表明の間に自動車問題についての日米協議があった。三月上旬にカトラー通商代表補が日本に来まして、日本側と、特に経産省だと思いま

すけれども、水面下で接触・交渉して、これはほとんど全ての新聞に報道されたわけですが、次のような内容が合意されたとみられます。

現在、アメリカの自動車関税は、乗用車二・五%、軽トラック二五%ですけれども、これを当面維持する。そして、その自動車関税の撤廃期間を——米韓FTAでは乗用車五年、トラック二〇年ですが、それ以上の長期の一〇年以上にする。

もう一つは、日本の自動車輸入に絡んで、日本に輸入自動車特別取り扱い制度というものがあるわけですが、これを拡大する。この輸入自動車特別取り扱い制度というのは、本来は、各モデルについて厳格な環境基準審査⇨環境基準テストなり安全テストを行うわけですが、安全審査を書類審査だけで済ませる、テストはしないという制度です。一モデルについて二、〇〇〇台以下ならば書類審査だけで日本に輸入できるという制度ですが、この二、〇〇〇台を五、〇〇〇台に拡大する（表1）。これで合意されたと報道されています。

アメリカの自動車関税の撤廃をどのようにするか——これは交渉のなかにおいて協議交渉されるべきものです。それが、事前協議において「一〇年以上の長期にする」として早々とアメリカに大幅な譲許をし、交渉に入らせてもらうための入場料を払う形になっている。これは

〔表1〕日米自動車合意（3月上旬）

- ・アメリカの自動車関税（乗用車2.5%、軽トラック25%）を当面維持。
- ・その関税撤廃期間を米韓FTA（乗用車五年、トラック10年）以上の長期（10年以上）にする。
- ・輸入自動車特別取り扱い制度の拡大
- ・安全審査を書類審査だけで済ませる。現行1モデル2000台以下。これを5000台に拡大する。
- \*現状：アメリカ車、20車種、6000台。一車種300台にすぎない。
- ・これを踏まえて、3月15日の首相の参加表明になった。

非公式の合意ですけれども極めて遺憾です。これがあつたら、アメリカは首相の参加表明を認め三月一五日の首相の参加表明になったと考えています。

## 6、日本の参加時期

日本の参加問題の現状です。ニュージーランドのグローサー貿易相へのアメリカの有力情報紙のインタビューが三月二六日に行われました。グローサーというのは、かつてWTOの農業交渉グループの議長をやった人間です。現在、ラミーWTO事務局長退任後の事務局長に立候補しています。非常に知名度も高いし、T P P交渉の中では一目置かれている人間といっていると思います。彼がいうには、「日本の参加は、四月二〇・

二日目のA P E C閣僚会合のときに行われるT P Pの閣僚会合で正式に合意することが好ましい。ただ、「その間、約一カ月の時間があるわけで、日本の参加条件について考えたい。そして「日本からの了解事項も得る必要がある」。この了解事項というのは、二〇一一年一月のT P P交渉首脳声明への日本側の関与と考えられます。

それから、「日本はセンシティブ品目を関税撤廃から完全に除くことはできない」としています。ただし、「長期の一〇年以上の期間をかけた関税撤廃ならば、ニュージーランドは受け入れる」といっているわけです。しかし、「我々は日本の参加をおくらせようとしているものではない」ともいっています。多分、これがニュージーランドの、あるいは豪州の本音だと思ふのです。

それから、首相が三月一五日に参加表明をして以降、アメリカからはほとんど動きがないわけですから、何をやっているかという点、現在、アメリカでは、三月上旬に非公式に日米間で合意された自動車合意の内容をもとに、自動車業界を代弁する中西部の議員——これは民主党に結構いるわけですが、彼らと調整中ではないかと考えております。

## 7、予測される極めて厳しい事態

T P Pに正式に日本が参加を認められて参加をした場

合、極めて厳しい事態が予測されるということに最後に触れておきたいと思ふます。

一つは、グロースーがいつているT P P首脳声明へのかかわりを日本も明確に受けとめるべき、とされている点です。二〇一一年一月にT P P首脳が声明を発表して、そこで協定に向けての大まかなアウトラインを同時に出したわけですから。そこにおいて、「この交渉の目的は包括的な市場開放、すなわち、関税と商品・サービス・投資への障害を撤廃すること（表2）だ」ということをいっています。

同時に、「センシティブな（重要）品目を適切に処理する必要がある」ともしています。既にここでセンシティブ品目についても触れているわけですね。それを適切に処理する必要も認めている。ただ、それは交渉の目的の枠内での処理ということの意味するわけであって、決して関税撤廃の除外を意味するものではないということですから。

そして、商品の市場開放については、「W T O義務を大幅に超える約束と非関税措置の廃止を含む関税撤廃を措置する」といっております。さらに、関税表——関税撤廃・削減の工程表のことですから、それには、一万一、〇〇〇の全品目をカバーする必要がある、すなわち全品目を載せなければならないとしているわけです。こ

〔表2〕TPP首脳声明（2011年11）

- 包括的な市場開放：関税と商品・サービス・投資への障害を撤廃する。
- 重要品目（事項）を適切に処理する必要。（上記の枠内での処理を意味する。関税撤廃の「除外」はないと見るべき）
- 市場開放（商品）：WTO義務を大幅に超える約束と非関税措置の廃止を含む関税の撤廃を措置する。
- 関税表（関税撤廃・削減の行程表）：11,000の全品目をカバーする→全品目を載せなければならないことになる。

日本のあり得る参加は九月の交渉から、あるいは、もし七月に交渉が設定されれば七月の交渉参加もあり得るといふ状況になっています。

もう一つは、アメリカTPP交渉国は「後発参加国」というのは、これまでに確定されたことを受け入れ、議論を提起し得ない」として、昨年の初めにこの条件を検討していました。昨年七月にメキシコ、カナダが参加するという最後の瞬間に、全交渉国がメキシコにこの条件を提起した。これを受け入れて交渉に参加するの、受け入れずに交渉不参加を問うたわけです。そして、両国はこれを受け入れて参加をした。

これへの関与が当然求められてくる。ニュージーランドはこれについての了解事項が要するというから、多分これについてのコミットメントを日本に対して要求すると思われます。

ただ、こうした時点で交渉に入っていくとなれば、TPPは一〇月までに大枠合意を目指しているわけで、ルールづくりへの関与は事実上不可能となるわけです。本来ならば、TPPの交渉結果をみて、参加したほうがいいのか、しないほうがいいのか、判断したほうが賢明だとなるべきものです。

8、問われる交渉についての情報開示

最後に、交渉は厳格に情報管理されているわけです。そうはいっても、日本の場合は大多数の生産者がTPPに反対し、多くの国民がTPPについて危惧をもって、安倍政権は約束どおり、「随時、交渉についての情報を公開」して、国民的議論に委ねる必要があります。

# 法律家が斬る！投資家対国家紛争解決手続

— I S D 条項がもたらす憲法破壊と国際法秩序の紊乱 —

愛知県弁護士会 弁護士 岩月 浩二

## はじめに…注目すべき小寺彰氏の論文

弁護士岩月と申します。大変恐縮に感じておりますけれども、全体として法律家が話をしないとということに憤りを持っていきまして、出来ればこういう席には憲法学者に来て欲しいと私は思いながらいろいろ働きかけをするんですけども、全然相手にされません。そういうことが続きながらドンドン情勢が緊迫化してくるので、こういうことに相成りました。時間が限られていますので、分かりにくい話になるかもしれませんが、お付き合いいただきたいと思えます。

資料は全てオーソライズされた資料だけを厳選いたしました。外務省と経産省の二四年一月付のもの、経産省の通商政策局経済連携課の二四年一月付のもの。それから注目しなければならぬと思っておりますのが、経済産

業研究所の、これは経産省の多分外郭団体と思うんですけど、ここで小寺彰先生、国際経済法の第一線の学者でしております。結論に近いところに「投資協定である以上、投資協定仲裁をおかなければならないと考えるような、教条的かつ短絡的な態度だけはとるべきではない」とあります。(小寺彰「投資協定仲裁の新たな展開とその意義」RIETI, DP, 二〇〇五年六月二二日)

小寺彰先生のこの論文は、全体として先進国同士の I S D には極めて否定的であり、I S D を先進国間で取りいれるとすることについては極めて強い、否定的なトーンになっております。それで、そういう内容は何故そうなのかを申し上げたいと言ったことが今日のテーマです。



## ISDは国家主権の通念を覆す

まず国際法との関係です。ISD条項は、①外国投資家に国家を超越する法主体性を与えて、国家主権の絶対性の通念を覆し、②内政不干涉・民族自決などの国連憲章に基づく普遍的国際法秩序を紊乱する、これが国際法的な考え方とISD条項との関係。

それから憲法との関係ですが、ISD条項は、①司法主権を侵害する結果、さらに②行政主権、立法主権を侵害する、③地方自治を無効化する、④人権体系全体を書き換えてしまう。憲法破壊であり、一種のクーデターでもある。

私の感じていること、一、二だけ述べます。鳩山政権が生まれた時の施政方針演説だったと思いますけども、『『経済のための人』から『人のための経済』へ』という言葉が非常に懐かしく思い出されます。菅政権になった途端に「強い経済」と「開国」と言い出して「経済のための人」へと逆戻りした、ということを非常に辛く思っております。

それで、今起きている事態というのは何なんだろうと言うふう思うと、「マーケットの声」とか「市場の反応」とか、こんなものに何で現実生活が振り回されなければならぬのか。バーチャルの世界で遊んでいる人に何故

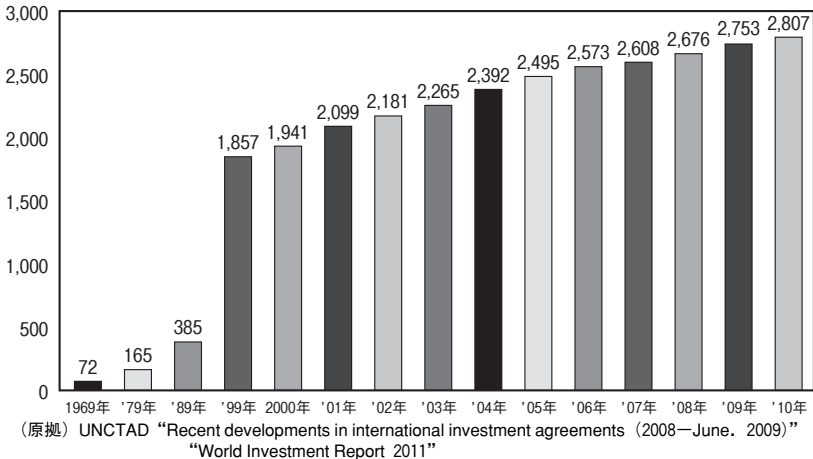
リアルな私たちが支配されているのか。バーチャルの世界での行動原理というのは、飽くなき欲望の追求、最大限に欲望を追求するために、投資家が国境を越える毎にルールが異なっていたらかなわない。「国境を越えても同じルールにすれば一番利益が上がるのに」というのが、ISD条項の本質だと私は思っています。かつて哲学者の中で、「欲望を美德」だと言ったような人が古今東西いたでしょうか？というのが、今、私が一番強くこのことに感じていることの根本です。

## ISDは投資協定の中核条項

ISD条項の問題ですが、位置づけとしてはTPPとの関係では法的な実効性を確保する手段になります。これは経産省の言い回しですけども、「ISD条項は投資協定及びFTA投資章」必ず自由貿易協定には投資章が入りますが、「その中核的規定の一つであり、各国により広く採用されている」となっております。

ISD条項を簡単に申し上げますと、これもほとんど経産省の引き写しですが、「外国投資家が投資協定に反する投資受け入れ国政府、地方政府の行為・不作為に関するし、投資受け入れ国政府に対し、損害の賠償を国際仲裁に付託する権利を認める条項」。国際仲裁というのは私設裁判所、或いは民間法廷と言ってもいいと思います。

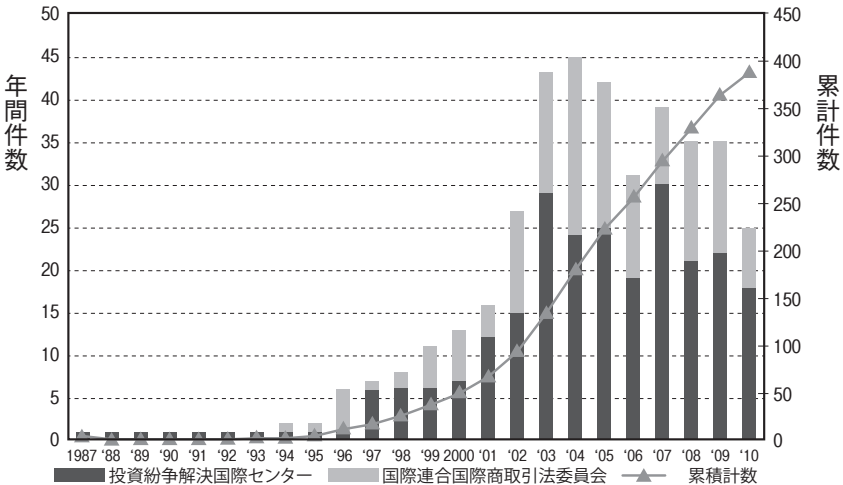
【図1】世界の投資協定の推移



資料：外務省、経済産業省、「国家と投資家との紛争解決(ISDS)手続の概要」平成24年3月。

【図2】国際仲裁の利用の現状

- ・世界の投資関連協定に基づく国際仲裁は、2010年末までの累計で約390件。
- ・このうち、245件が投資紛争解決国際センター(ICSID)に付託され、109件が国際連合国際商取引法委員会(UNCITRL)の手続を利用。



原拠：UNCTAD、Latest Developments in investor-state dispute settlement IIA ISSUES NOTE No. 1 (2011)

資料：外務省、経済産業省「国家と投資家との紛争解決(ISDS)手続の概要」平成24年3月。

【表1】投資協定の署名数

国名	投資協定署名数
ドイツ	136
中国	127
スイス	118
イギリス	104
フランス	101
...	
韓国	90
...	
米国	47
...	
日本(※)	30

※日本は、投資協定と経済連携協定投資章の合計数（2012年7月現在）資料：図1と同じ。

裁定には強制力があり、国内強制執行も可能。これは通常民事訴訟法には、外国の裁判所の判決は、国内、日本国内で強制執行しようと思えば、日本の裁判所がその内容を承認をする。そして初めて執行出来るというふうになっておりますけれども、ISDに基づく民間法廷の裁定については、そういう手続き無く強制執行ができる。日本国内の財産に強制執行できるといふ、そういう規定になっております。

何故中核的かというと、貿易関係の殆どが投資を伴います。これに対する保護に対して強制力を認めるということ、自由貿易協定の強制力が著しく高まる。これがTPPにおけるISD条項の位置づけです。

**世界に2807のISD条項と投資協定が存在**

ISD条項の実情ということを事実として踏まえざるをえない状況に今私たち

はいると考えますけれど、投資協定に伴うISD条項は普遍的に存在しているという、恐るべき事実です。世界二八〇七の投資協定、三〇九の自由貿易協定にすでに採用されている。図1に、ISD条項の激増ぶりが示されています。

一九八九〜九九年の間に一五〇〇近く増えている、激増し続けている。それからこれに基づく紛争の数、これが資料で把握出来る限りと言うことで、先ほど申し上げたように私設裁判所ですから、ひっそりと終わっているケースもあるわけですが、公になっている状況でこういう状況で、二〇一一年末までに累計で四五〇件です。これも非常に増え方が顕著で右肩上がりです。(図2)

特に一九九七年を境にと、通常良く言われるようですけども、一挙に増えている。この十数年、或いはたかだか十年の間に非常にこれが増えたということを確認せざるをえない。経産省が言っているように、日本も既に三〇の協定の中にISDが入っているということであります。(表1)

**90年代後半以降にISD仲裁が急増**

このISDというのは何を狙ったものかということ、元々は発展途上国の司法制度が不備であるということ、先進国が途上国に対する投資を保護するために途上

国の裁判権を排除するために結ばれた。かなり古くからあることはある。それが九〇年代後半以降に国際経済法の専門家すら戸惑うくらいに倍増・激変をしてきた。

そのきっかけは何かというと、NAFTAが先進国同士の自由貿易協定の中に初めてISD条項を含めた。その結果、米国投資家がカナダ政府の環境規制を間接収用として訴えた事から、環境規制までも国際仲裁の対象となることが衝撃的な出来事だった。それ以来急激に増加してきた、と言うものです。

元々この手続きは、OECDにおける多国間投資交渉の中に盛り込まれようとした規定です。しかしながら、これが環境規制を含む国家主権を危うくするということから、九八年にフランスが脱退して決裂した、と言うものです。元々、多国間交渉では出来なかったものが、二国間でこんなに増えてしまった、というのが実情です。従来は抑制的に用いられてきたんですけど、九七年から頻繁に行使されるようになり、二〇一一年は過去最高の四六件が提訴される。これは条約に基づく公になっていくものが四六件ですから、先ほど申し上げたように、秘密法廷のままひっそり行うことができないうわけではないのでこの他にある可能性は十分にあるということです。

### 韓国における間接収用についての検討

直感的に、もの凄くおかしいと僕はずっと思っていたんですけど、ようやくオーソライズされた資料を手に入れました。韓国の法務省、それから最高裁が検討したものが二〇〇六年の六月から七月にかけてありました。翻訳したんですけど非常に大部になりますので今日は資料に付けていませんけども、探されればネットで落ちるようになっていきます。

投資協定における収用、韓国においては、特に「間接収用」の概念というものが検討されました。原則として投資協定では収用を禁止して、①公共目的で、②正当な手続きで、③差別的でない方法で、④迅速かつ適当な補償が行われる場合だけ収用が認められると、いうルールです。この「適当」というのは、i 遅滞なく補償する、ii 収用と同時に支払われない場合は、支払いまで商業的に妥当な利子、だいたい六%ぐらいですが、これを払う、それから iii 収用時の投資財産の公正な市場価格に相当するもの (fair market value) を払うということによって通常は逸失利益、収用されなければ将来これだけの利益が得られたらとうとうということによって算定されるのが一般的だということですよ。

これは、直接的に外資の資産を収用した場合ですけど、問題になるのは間接収用だということで、韓国の中で非常に熱心に検討されました。

取用国への財産権の移転を伴わないが、受入国による恣意的な許認可の取消や投資活動に対する厳格な制限の導入などの政策的な措置により、投資財産の利益や収益機会を阻害する。これは実質的に取用と同様だというような理屈で間接取用というような概念があります。後で触れますが、日本にはそういう概念はありません。これはどういう要件で間接取用になるのかというのは、これはアメリカ判例、アメリカ判例法で判断するよ、とやることです。政府措置の経済的衝撃の程度、政府措置が明白で合理的な投資期待利益を侵害した程度、政府措置の性格等三つの要素で判断する・・・言われても良く分かりません。多分アメリカ判例をずっと良く勉強すれば分かるのでしょけれど、まあそれで判断するというのが間接取用だそうです。

### 韓国に間接取用の概念はない

韓国憲法との適合性を韓国法務省は検討しました。韓国憲法二三条、日本のように一、二、三と規定があつて最後に取用に関する規定があります。韓国の場合は「財産権の取用・使用または制限およびそれに対する補償は、法律で定める正当な補償をしなければならぬ」と書いてあります。日本よりそれは広いんですけども、それでも韓国法務省が検討した結果、この取用に関して

は、土地取用法などの単独法が個別に補償を規定している。殆どが土地とこれに類似する権利に限定されていて、かつ財産権の移転を伴う直接取用しか法律がない。「間接取用」なるものの概念、範囲及び補償原則に対する立法や判例はない。

韓国ではどうしているかというと、まずは法律に従った補償、それから国家賠償法。広範囲な国家賠償責任認定及び判例法理を通じた補償という構造をとっていて、米国法理とはあいられない。これは、全く日本と同じ事情なのでしょけども、そういう見解をとっていました。

「間接取用」の範疇はいつたいどうなるんだ、ということを法務省が検討しました。「間接取用」の概念が広範囲で投資家は資産価値の減少等すべての被害を国家措置とつなげて「取用」として提訴が可能だ、というのが彼らの検討結果です。立法・司法・行政など全ての措置が提訴される、という事を覚悟しなければなりません、という検討でした。N A F T A の係争具体例をいろいろあげております。

### いくつかの事例

この挙がっているケースで最初の二つは、非常にオーソドックスに研究される知見です。メタルクラド (Metalclad) とエチル (Ethyl)。それからUPS、郵便

【囲み1】メタルクラド(Metalclad)事件とEchyl(エチル)事件

- Metalclad事件
    - 一 Metalclad社がメキシコ連邦政府から廃棄物処理施設設置許可を受けて投資したが、有毒物質による近隣の村の飲用水汚染等で感染者が多数発生する等、危険性が提起され地方自治体が同敷地を生態区域に指定し、施設設立不許可処分をしたところ、これを間接取用等で提訴
      - 一 仲裁判定部は「間接取用」および「最少待遇(公正・衡平待遇)原則」違反を根拠に約1,700万ドルの賠償を判定
    - Ethyl事件
      - 一 カナダ政府が人体有害性の指摘があるガンリン添加剤MMTの輸入を禁止すると、同製品生産企業である米Ethyl社は確実な証拠もなくこれを規制しようとしているという主張を、間接取用等と構成して提訴
        - ※政府官僚が立法討論会で発言した内容に対しては損害賠償を請求
      - 一 仲裁判定以前にカナダ政府は1,300万ドルを支払い、和解
- 資料：岩月浩二氏 2013年2月20日

【囲み2】ups事件

- ・ 国営企業(stata enterprise)であるカナダ郵便公社(CPC)が法的委任に従って独占的に郵便配達サービスをするのに併せて、法的委任がない小包特急配達サービスにおいても特惠を得ていることを理由に、小包配達競争社である米UPS社が内国民待遇違反を理由に提訴(公共サービスを対象にした最初のNAFTA事例)
  - ・ 現在仲裁中であり、カナダ郵便労組は仲裁関与を通じてUPSの勝訴時、政府補助金の支給が不可能になり収益性が落ち、僻地に対する郵便サービスを中断しなければならぬ等の憂慮を提起しており、NAFTAに対する違憲訴訟も起こされる等、社会的影響が大きい (→その後カナダ政府勝訴)
- 資料：囲み1と同じ。

公社の事件。それからこれもちょっと触れておくべきだと思いますがローエン事件。ミシシッピー州裁判所がカナダの葬礼企業ローエン社に対して、公正取引違反等で合計五億ドルの損害賠償と懲罰賠償を判決したことに對して、この「判決」をカナダの葬礼企業が「取用」に該当するとしてアメリカ合衆国政府を訴えた。どういう仲裁かということですが、上の判決が「明らかに不適切で信頼できず、最低待遇違反に該当する」として司法部の判決も紛争対象であると判示した。

これも国際仲裁の対象であると。だけどローエン社は五億ドルの損害賠償を出された結果破産したんで、ローエン社の請求は棄却と、というのが私設裁判所の結論でございます。

その他に、結論が出ていないけども、こういうのがあるというのを韓国の法務省が示しました。米国を相手にしたなかでは、米国の核廃棄物埋立政策が提訴されました。それから麻薬庁が大麻飲食物を犯罪化した措置、それから組織犯罪取締時のゲーム場及び会計帳簿押収措置、これも裁判にかけられている。それから狂牛病発見以降米政府がカナダ牛の輸入を禁止した措置がカナダから訴えられております。アメリカがいかにかいい加減かよく分かると思うんですが、それからメキシコを相手では、賭博場閉鎖命令、裁判所の判決、メキシコの裁判システム全体、などが訴えられています。

ドイツの脱原発政策も損害賠償の請求対象に

一番最近の例でお伝えしておくべきだと思うのは、ご存じの方もおられるかと思うが、一昨年、ドイツ政府は脱原発政策に転換しました。これに對して国内の大手の電力会社が、その損害賠償請求を起こしたことについて私は知っていました

が、それ以外にスエーデンとのISD条項に基づいて、スエーデンのエネルギー企業がドイツ政府の脱原発計画に対して損害賠償請求をしております。これがISDに基づいた手続きとしてされている。これを紹介したUNCTADの報告書は、「国際裁判、国際仲裁裁判が国家の中核的な政策にも向けられるようになって来たことが注目される」というようなコメントをしていますけれども、まさに脱原発とTPPが直結しているということです。

これらを分析した上、韓国の法務省はどうしようとしたかですが、「投資紛争問題は全ての政府の部署、司法部、地方自治体、政府投資機関等に関連した事案なので汎政府的な対処が必要である。主要分野の規制権確保方案及び被訴の可能性が高い措置の事前方案を講ずる必要がある。濫訴に対する実効的防止措置が未整備で投資家のすべての被害状況を「間接収用」若しくは「最低待遇基準」違反等で提訴可能、政府の措置が無い場合にも、投資家保護のための制度不備を理由に提訴できる」・・・だから何が起きるか分からない。分からないけども主要検討対象としては、各種の租税措置、建築、不動産規制、保険・環境規制、外国企業に対する捜査及び税務調査、中小企業支援制度、政府、政府投資機関、地方自治体投資契約等関連実態及び投資誘致関連各種の措置の現況等を検討する必要がある、というのが結論で、汎政府

的に項を割り振って検討しましょうというところで一覧表があって終わるのですけども、そういう検討をしております。結果的にそうだと思っていたのですけども、韓国政府が検討しても、法務省が検討しても、こういう結果になるんだということがオーソライズされました。

### ISD条項と国際法秩序の紊乱

国際法秩序の紊乱はどういう意味かというのと、伝統的な国際法の考え方から言うと、国際紛争というのは国家と国家の紛争です。そういう場面で、まず投資家の利益はどういう風に図られるか、というルールを考えると、直接投資家が投資受け入れ国に対して話をすることは出来ません。損害を蒙った資本家は、自分の国の政府に外交保護権の発動をはたらきかけて、その母国が自国民保護のために必要と考えれば、外交保護権の行使として国家間の交渉事項になります。

交渉で解決出来なければ国際紛争になって、主たる手段としては国際司法しかないわけです。国際司法裁判所、これは常設機関でありますのでこれに訴える。ところが申し立てられた国は、国際司法裁判所に応じるかどうかは自由であります。このことは領土問題とか北朝鮮拉致問題とかいうことを想定していただければ十分、すくにお分かり頂けると思いますが、国家主権としては

そういう国際機関の裁きを受けるかどうかということについては自由を持っているということです。

結局の所、外交交渉で決着をつけることというしかこうした問題はなかった。その中で現代的な外交権行使の形態として、アメリカはスパー三〇一条と呼ばれるもの等で経済制裁というものを加えるようになった。ところがその経済制裁の加え方がいかにも自国中心的・保護主義的なので、WTOはそういう濫用に対して抑制する仕組みを作っています。作ったところで、ところが二国間の投資協定というのがドンドン展開してきたという皮肉な状態になっています。

ISDと外国投資家の国際法上の地位の問題を改めて考えると、要するに何を認めているかということ、外国投資家の国家に対する直接交渉権というのを認めます。だから外交保護権といううっとうしいことを言わずに、直接に国家に対して要求を突きつけることができるようにした。それは直ちに国際紛争ということです。直接交渉においても、直接交渉する場合でも、ISDで裁判に訴えるということが「交渉を有利に進めるビバレッジ効果を有する」。経産省がチャンと書いたんですけど、脅して交渉を優位に進められますよという話。直接交渉権は企業自身によるロビー活動を行う上でも投資受入国に対して非常に有効であるということです。

それからさらに進んで、外国投資家による国家に対する国際裁判、強制ということができるようになります。先ほど申し上げましたように、国家はその応諾なくして提訴されない、というのが国際憲章などによる当然の国際秩序でしたが、ここに国家を超越する存在としての外国投資家というのが現れることになりました。

まさにこれは国際法秩序、伝統的な意味での国際法秩序が大きく崩れていくということを意味していると私は思わざるをえません。

### ISD：途上国の司法を排除するために生まれた

#### ↓そもそも司法主権の侵害

憲法破壊の所へ参ります。司法主権の侵害、あらゆる意味でも憲法違反であるということをお願いたくて私はここへ来たのですけども、ISD条項は、もともと途上国の司法制度の不備を理由として、途上国の司法を排除することを目的としたわけです。だからその由来自体が締結国の司法主権を排除する、外国投資家のために司法主権を排除することなので、司法主権の侵害というのは元々明らかなはずですよ。

韓国最高裁の見解というのがこういうことになっていました。「国際仲裁機構が投資受け入れ国政府の各種政策や規制措置に干渉し、このような紛争に関して国内の裁



判所が関与する余地がなくなり、国家の主権または司法権が侵害される余地があるという指摘がある」。まさにそのとおりで、若干の不明な点はありますが、結果として司法主権の放棄というべきものが司法主権侵害というべき事態を招くことは明らかだというのが、先ほどの I S D 事例だと思えます。

近代国家においては、国内における紛争は外国資本だろうが何だろうが、本来的にその国の裁判所の管轄に属するというのが大前提です。

近代国家というのは、国王が元々独占していた統治権というのを、立法・司法・行政という風に分類して別々の機関に帰属させたわけですから、その内の不可分だった統治権の一部を外部に奪われれば、その国家は独立国家ではありません。と、私は思います。

司法主権の侵害というのはそういう意味で、それを憲法的にどう表現するかと言えば、憲法七六条一項「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」・・・要するに国内で生起する具体的な法的紛争を裁く権限は裁判所が独占しますよ、と言うふうになっています。

これと I S D の関係を検討しようと思うと、判例はありません。国際的な条約で司法権を制限してよろしいかという判例はない。学説上もこの国際法に基づく例外

を認めるといふ議論をみたことがあります。日米地位協定ですら、専ら軍の関係だけが日本の司法権から外れています。当然治外法権として認められるような部分だけが日本の司法権から外されているにすぎません。

それから国連自由人権規約で、人権侵害された個人が通報をして救済を求めるといふ制度がありますが、これについて日本政府は司法権の独立を害する懸念があるとして、これまで拒んできました。二〇〇六年の報告書までそうでしたが、二〇一二年の報告でこの部分を撤回しています。

国連自由人権規約委員会の決定というのは、加盟国中の司法手続きを尽くした上、通報を認める。それから司法に対して直接ではなくて政府に政策の改善を促す。強制力はない。にも関わらず「司法の独立を害する懸念がある」ということがこれを拒む理由だったわけです。多分 T P P との整合性を考えて従来二〇〇一年、二〇〇六年と維持していた見解を変えたんだと思いますけど、二〇一二年の政府報告からこの七六条が抜けました。

## I S D は憲法違反

どのように憲法が変わるかということを考えますと、I S D 条項は憲法七六条一項に次のような但し書きを付け加えるに等しい。

「すべて司法権は最高裁・・裁判所に属する。但し外国投資家と国・地方公共団体に関する紛争については、司法権は外国投資家の選択による私設国際仲裁裁判所に属する」と言うことになる。私はこれは明らかに憲法違反だと確信しております。憲法違反の条約を締結・批准する権限は内閣にも国会にもありません。憲法は国家権力を限定するための最高規範です。それから九九条で公務員は憲法を遵守する義務がある。

かかるISD条項を含むような条約を締結、批准すること自体が憲法違反であるというのが私の考え方です。これを憲法学者に何とか言って貰いたいんですけど、なかなか受け入れて貰えません。

私は、チャレンジ的な裁判を何度もやって何度も負けました。その経験から言うと、専門家ほどアテにならない奴はいない。僕の「常識で考える」とこれはおかしいでしょう」と思っていますと、大抵専門家は「お前は、馬鹿なこと言っている」と言うんですよ。仕方ないから自分だけで裁判やって殆ど負けるんですけど、数年後に私の言っていたようになっていくというのが大半です。それから、しょうがなく今日私がここに出てきていますけど、何れ憲法学者も気がつくことでしょう。

## ISDは立法権の侵害でもある

ISDは、国民に責任を負わない私設裁判所に、国家の規制を左右する絶対的権能を認める事になります。民主権原理・民主主義原理による正当化は不可能です。何故民間法廷に立法権まで制限されなければならないのか。これは反民主主義的な制度だといわざるをえません。

萎縮効果というものを韓国法務省が検討しています。

「政府が訴えられる時に、萎縮効果により敗訴する以前にも、規制政策推進を萎縮させる効果がある。巨大資本を保有する多国籍企業の場合、制度的・慣行的障害を除き特定政府を手なずけるために、勝訴の可能性が低い場合にも、仲裁を起こす傾向がある。濫訴の危険性及び国家行為萎縮の効果として、「間接取用」の概念が広範囲で、投資家は、資産価値の減少等すべての被害を国家措置と繋げて取用として提訴が可能。仲裁手続きの対応過程での莫大な費用が発生するおそれがある。外国投資家の提訴のおそれ、提訴による各種予算的・行政的負担、敗訴に対する憂慮等から正当な立法・行政・司法機能が萎縮する可能性が大きい」という分析をしています。

結論的に言うと、国会との関係でこうなるんですね。憲法四一条「国会は、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関である。但し、国会はISDによる仲裁判断には従わなければならない」・・・国民主権から外資主

権への転換。憲法九十九条「公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。但し、ISDによる仲裁判断がこの憲法と異なる場合は、仲裁判断に従わなければならない」という仕組みであろうと思います。

### 地方自治への侵害

憲法九二条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」。九四条「地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」

メタルクラドケースというのを先ほどご紹介しました。簡単に言うと、産業廃棄物処理を外資がしようとした。メキシコ政府はOKと言った。ところが地元住民が猛烈な反対をし、当該市は建設不許可にした、これが訴えられたんですね。これに対する仲裁判断というのは、「メタルクラド社が信頼していたメキシコ政府による説明及び州当局による建設許可に関するタイムリーで整理された、または実質的な根拠の欠如とひとまとめとなって間接取用と同等である」・・・よく分かりませんが、要するにメキシコ政府と州・市の脈絡のない行為がメタルクラドを操業停止に追い込むという経済的不利益を与えた。

これが「合理的に期待される財産の経済的利益の使用を奪う」として取用には該当しないが間接取用と同等であると結論した。これはすぐ思いつく例がありますね。普天間基地移設。これは老朽化した基地に替えて、最新鋭の基地を建設するというふうにして沖縄県と名護市が反対するものだからまだ実現しておりません。一五年、二〇年ぐらい経っておりませうか、これが外資ならどうなるか。オスブレイは国が受入れるといい、各自治体がかぞって反対しています。これが外資相手ならどうなるか。明らかに訴えられます、ということは地方自治というものが成り立たなくなるといふことです。憲法の話です。非常に素朴なんです。非常に素朴でどう考えてもおかしいんです。

社会権にいたっては、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。但し外国投資家の利益を害する場合はこの限りでない」。「社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」・・・憲法二五條二項。「但し外国投資家の利益を害してはならない。」憲法二七條、「勤労する権利を有し義務を負う。但し外国投資家の利益を害する場合はこの限りでない。」「賃金、その他の労働条件に関する基準は、外国投資家の利益に反しないように法律でこれを定める」・・・馬鹿な話だと思います。

## 英米法と大陸（ヨーロッパ）法

T P P 参加国中、日本が I S D 投資協定を締結していないのは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドだけです。政府は、カナダ、オーストラリアとは経済連携協定を交渉中だとしています。残るのはアメリカとニュージーランドだけです。

投資協定があれば、殆どの自由貿易の目的は達成できるんです。結局の所、未締結国はすべて英米法圏だと。

米・加・豪・ニュージーランドは全て英米法の国です。日本は大陸法・ヨーロッパ法の国です。韓国は、この点でアメリカとオーストラリアの F T A には I S D 条項がないということを利用して、I S D 条項を外してくれと求めたわけですけど、アメリカは、オーストラリアはアメリカと同じ英米法だが韓国は違うじゃないかと、大陸法だろうと言って I S D 条項の除外を拒んだという経過があります。

振り返ってみると、会社法とか A D R 法とか、民法債権法改正問題等で、既にアメリカ法化の現象が始まっています。近時は大学でもアメリカ法のテキストというのも出回るようになり、確か今年だと思っんですけど、「英米法判例百選」は「アメリカ法判例百選」に改正されました。I S D が入れば一気にアメリカ法を学ばなければ

ならない、と言うことを今私は考えております。

アメリカの弁護士というのは相当なものです。特に私が腹立ったのは、米兵というのは、劣化ウランでもの凄いい放射能被害を被っているんですよ。国家に救済されていない、それを弁護士は取りあげない。にもかかわらずトモダチ作戦に関わった米兵と家族合計九名が二億二〇〇〇万ドルの損害賠償を東電に対して、サンディエゴ連邦地裁に対して提起しております。金になればいくらでも投資をして一攫千金を取るとというのがアメリカの弁護士の体質です。一二〇万人いるんですよ。日本の弁護士は三万数千人でもうみんな精一杯な状態になっておりますけども。そういう状態であることを報告したい。

I S D の仲裁費用は莫大ですから、そのハイエナ弁護士がいかに群がるか、これは火を見るよりも明らかだと思っております。

## 国内法が優位のアメリカ

米国が I S D S の国内的受容を受け入れるときに、W T O もそうです、N A F T A もそうです、韓米 F T A もそうですが、連邦法・州法に反する協定は無効である。それから協定に反する連邦法・州法は有効だと。それから協定に基づいて、行政当局の作為・不作為に対する訴訟提起はできません。それから履行法の規定は米国法

の解釈を変更する効力はありません。要するに国内に受け入れるにあたっては全く無効化するというのが彼らのやり方であります。

### 立証責任は投資受け入れ国

それからもう一つ、これ盲点で突かれる可能性があるものであらかじめ先回りをしますが、米韓FTAでは、間接取用から環境保護等の規制を適用除外しています。具体的には「公衆の健康、安全、環境及び不動産価格安定のための保護」は間接取用には該当しません、という付属文書を付けました。

ところがこれは非常にミス・リーディングな話になるんですけども、予防の観点からではないんです。投資家裁判になると。環境汚染を予防するか、健康被害を予防するとかじゃないんです。明らかに十分な証拠をもってこの物質は有害である、明らかに十分な科学的証拠をもって有害である、という立証責任があるのは、投資受け入れ国の側です。予防の概念とは全く逆ですね。受け入れ国が、「これが有害である」と立証しない限りは米国の牛であろうが、遺伝子組み換え作物であろうが、それを危険であるという立証をしない限りは負けるんです。これが投資協定のルールです。

だから、こういう除外条項を設けたからと言って、全

然安心ではありません。先ほど言ったように米国は徹底した保護主義をとっておりますけども、全米州立法者協議会というのは反対しております。結局の所、保護主義を貫いても、結局、州法とか州の行政権への侵害を止めることはできない、ということを表していると思えます。

### 終りに

終りに一言申し上げますが、グローバルに対するものは、地域循環型経済とか地産地消、或いは金融取引税による投機マネーの制限、或いは社会民主主義、会社から協同組合経営へとかというものだと思いますけれども、ISDを入れる限りこれは全部吹っ飛んでしまう、ということ強い危機感をもっております。

# 韓米FTA発効後一年の状況

韓国弁護士

宋<sup>ソン</sup>  
基昊<sup>キホ</sup>

## はじめに

皆さんおはようございます。ソン・ギホと申します。よろしくお願ひします。

まず、このような重要な席にお呼び下さった、TPPを慎重に考える会の篠原議員をはじめ、関係者の皆さんに御礼を申し上げます。

先ほど篠原議員も仰いましたが、韓米FTA発行後一年経ちましたけれども、まだ正確にどんな影響が出たかを申し上げるのはちょっと難しい状況です。それからこの一年間どんな事が起きたかに関する韓国政府の報告書も出ていませんので、この一年間の様子をモニターするのは簡単なことではありません。

今日お話しする内容は、韓国の国会議員が政府に要求して得た資料、また弁護士団体が政府に要求して得た資

料を基にして、韓米FTAが発効して以来一年間の状況をお話したいと思います。

## 対米輸出は減少している

当初韓国政府は、韓米FTAに加入すれば、韓国は経済領土を享受することができるだろうというふうに宣伝をいたしました。それから韓国は米国市場を、「先占」という言葉がありますけれども、占領することができる、利用することができる、と言いました。

ここでカッコの「先占」とか「経済領土」とかいう言葉は、韓国政府が作って国民にそのように知らせた、そういう用語になります。私はこの用語の批判から始めて、この間の一五ほどの事件についてお話をするようにしたいと思います。「経済領土」とか「先占」とかいう言葉自体を受け入れるのは、難しい言葉です。まだ発効し

韓米 F T A 発行以後の対米輸出比較

単位：千ドル（USD1,000）

期間	輸出金額	期間	輸出金額
2011.04	5,094,083	2012.04	5,307,363
2011.05	5,171,510	2012.05	4,726,886
2011.06	4,969,269	2012.06	4,977,490
2011.07	4,650,594	2012.07	4,692,004
2011.08	4,322,256	2012.08	4,221,898
2011.09	4,794,609	2012.09	4,813,842
2011.10	4,604,885	2012.10	4,438,501
2011.11	5,401,548	2012.11	5,113,742
2011.12	4,600,334	2012.12	4,555,475
2012.01	4,123,411	2013.01	4,999,892
2012.02	5,619,301	2013.02	4,980,285
小計	53,351,800	小計	52,827,378
増減率			99.0%

Source : <http://www.customs.go.kr>

てから一年経ってない状況ですので、その効果を即断するには、難しい段階です。

当初韓国政府は、今後一五年間、年平均で対米輸出が一億八、五〇〇万ドルも増加するだろうと発表いたしました。

しかし、韓国政府の対米輸出に関する資料を見みると決してそうではありません。表をご覧ください。二〇一二年四月から二〇一三年二月までの基準で見ますと、むしろ F T A 発効前よりも輸出が減少しています。結局のところ、韓国政府が当初宣伝していたような輸出増加効果というのはいません。

今、韓国企業の F T A に関する関心というのは、輸出率の増加ということよりも為替の方にあります。というのは、韓国政府が言うように、F T A により米国への輸出自体はそんなに増えはしないだろう、と既に予想されていたと言っていると思います。皆さんご存じのように、既にアメリカの関税率というのは非常に低いものです。それからアメリカの方に韓国企業の工場がありまして、アメリカの国内で生産しているという状況です。

トヨタ…韓米 F T A の効果を得る

日本の状況と多少違ってもいいかもしれませんが、逆に韓国の場合は、韓国の非常に高かった関税率が撤廃されること

で米国産の自動車の韓国への輸入が増えました。韓国の自動車輸入の関税率は八%です。それが韓米FTAが発効することで四%に、八から四に引き下げられました。おそろく来年にはゼロになると思われます。

韓米FTAの効果を最も大きく受けている企業の一つは、トヨタです。昨年韓国では史上初めてですけども輸入車が今年の手、カー・オブ・ザ・イヤードと言ったように、選ばれました。それがまさにアメリカで生産されたトヨタのニュー・カムリです。まさに韓米FTAのおかげで、アメリカ産の、米国産の車が非常に低い関税で韓国に輸入されたということを見ています。結局のところ、韓米FTAによってアメリカに対する輸出が増えるという韓国の宣伝は、少なくとも今のところは該当しないと判断しています。

次に、韓米FTAによってアメリカの制度、例えば保護主義ですとか例外主義とかいうものは本当になくなるのかということをお話したいと思います。何故かという、韓米FTAを始めるときに韓国政府が非常に強く言ったことの一つが、アメリカの反ダンピング制度とか所謂セーフガードとかいう障壁を韓米FTAによって解消できるということでした。

しかし、今年二〇一三年の一月にアメリカは、韓国の洗濯機に対して反ダンピング・相殺関税を附加しまし

た。結局の所、変化を要求された、変化させられたのはアメリカでなくて韓国の側でした。

### 廃止となる韓国の親告罪

知的財産権に対する侵害行為に関して親告罪というのがあるんですけども、韓米FTAによれば、それを廃止するという項目があります。つまり従来の韓国法では、そんな深刻ではない知的財産権の侵害に関しては、被害者の届け出があつて初めて刑事事件として成立するということがありました。しかし、韓米FTAにおいては、そのような被害者の告訴がなくても、その刑事事件として処罰ができるように変更を加えたということです。従って韓米FTAによって、告訴があつて初めて処罰ができるという親告罪を廃止することになったわけです。

これからは、この一年の間にあつた主な事件についてお話したいと思います。本当に様々な分野で事件が起きています。日本と似ている制度もありますけども、当然異なる制度もありますので、短くお話ししただけです。ご理解頂けるかどうかはわからないけれどもということはお話ししておきたいと思ひます。

### エコカー補助金がアメリカにより問題とされる

まず、昨年一一月に韓国政府の所謂低炭素車、エコカ



一ですね、エコカーに対する補助金制度が挫折するという事件がありました。本来でしたらこのエコカー補助金制度は、今年の七月からスタートするはずでした。この制度はどんなものかと言いますと、所謂二酸化炭素の排出量の低い小型車とか軽自動車の購入者に対して五〇万〜三〇〇万ウォンの補助金を支給するという制度です。逆に、排出量の多い中型車や大型車に対しては五〇万〜三〇〇万ウォンの負担金を追加するというものです。問題は、米国の車が殆どが大型車であるということです。従って米国政府は、この制度が米韓 F T A に違反するものだということを言い続けまして、韓国政府に対してこういう制度を導入してくれるなということで公式的に通報してきました。

韓国政府は、この法律を二〇一二年の九月に国会に上程しました。韓国の国会は、この法律を二〇一二年の一月二二日に処理しました。そして二〇一五年にはこの法律を施行する予定だと言っています。しかしそれに対してアメリカが、韓国の環境部がこの制度を導入しないようにということを強く要求するというふうに言ってきたわけです。

すいません、そのことは米国政府が言ってきたのではなくて、韓国輸入自動車協会というところが、そのことを伝えてきたという位置づけになります。それを見て韓

国の言論メディアは、韓国政府がそういう中でもこの制度を二〇一五年に導入することができるかということとは疑問だ、というふうには報道しています。

次に、韓国の郵便局保険の問題についてお話しします。

韓米 F T A には、郵便局は、これ以上保険商品を作ることが出来ないという規定が含まれています。韓国の郵便局保険に加入限度というのがあるんですけども、その限度を物価上昇率以上上げることは出来ないと言う規定もあります。韓国の人々が郵便局保険に加入することができる加入限度が三〇〇〇万ウォンです。韓国の郵便局は、その加入限度を二〇一一年に三〇〇〇万ウォンから六〇〇〇万ウォンに上げるといふ決定をしました。しかし、これに対して米国の方は、F T A 違反であるといふふうに言ってきました。従って韓国の郵便局は、結局この加入限度の引き上げを放棄しました。

### 薬価独立審査機構の権限についての米・韓の議論

さて、国民健康保険において使われる薬の薬価に関して非常に大きな社会的な議論になっています。現在米国政府と韓国政府は、韓米 F T A における薬価を決定する審査機構のあり方を巡って、条約の解釈論争を起こしています。韓米 F T A では、その国民健康保険において使われる薬価の決定に対して、例えば米国の製薬会社が不

満がある場合には申し立てが出来る独立審査機構というものの設置を規定しています。

単に薬価、薬の値段を決めるというだけではなくて、国民健康保険の薬として採択するかどうか、採択に関してもこの独立検討機構がその権限を持っています。例えば、米国の製薬会社が開発した薬を韓国の国民健康保険の薬として認めてくれと申請をしたら、当然その安全性等に関して検査をして OK であれば、国民健康保険に入れるということになります。しかし、その韓国の国民健康保険の側が「いやいやこの薬は私たちの国民健康保険の薬としては使用できません」ということになれば、アメリカの製薬会社は韓国の健康保険という一つの大きな市場を失うわけです。

韓米 F T A 以前には、国民健康保険公団の決定に対して、異議のあるアメリカの製薬会社は、公団に対して異議申請をして再び検討を要請するという制度がありました。しかし韓米 F T A は、その公団の代わりに、もしその異議申請があれば独立的な検討機構を作ってそこでその異議申請を受け付ける、そういう仕組みを作りました。今、米政府と韓国政府がその協定の解釈についてすれ違っている。ぶつかっている部分というのは、もしその独立審査機構が、その公団の採択結果に対してそれを翻す内容というか、否定する決定を行った場合に、そ

れがどういう効果を持つかと言う部分に関して米政府の解釈と韓国政府の解釈が異なっていると言うことです。アメリカ政府の方は、もし独立審査機構の方が一旦駄目と言われた薬が国民健康保険として該当するというふうな資格を認定した場合ですとか、当初よりも薬の価格、薬価を高く認定した場合は、それを韓国政府は、公団の方は受け入れなければならないという拘束力を認めているという解釈をしています。

アメリカの解釈そのまま行くとすれば、結果的には薬価が上がったりそれからそれを採択するかどうかという非常に重要な問題に関して、結論的に言えば韓国の国民健康保険公団の側が決定権を失う事になります。

### アメリカ：中小企業優遇政策は F T A 違反とする

今年の一月にアメリカ政府は韓国に対してこんな文書を送りました。韓国政府の「IT ネットワーク整備構築・運営指針」という指針があります。この指針は IT の分野で活躍している中小企業に対する、中小企業の納品に対する優遇政策です。この指針が F T A 違反であるとして改定を要求する公文をアメリカが発送したという事です。この公文に対して韓国政府がいったいどういう風に対応したのか、その公文についてどのような結論が出されたのかと言うことに関して韓国政府はまだ公開して

いません。

次は先ほども簡単にお話ししましたが、国民健康保険の非常に重要な部分であるジェネリック薬品の問題です。

今韓国の保健福祉制度における大きな悩みの一つが、韓国の薬の特許と市販の問題をどういうふうに繋げていくかと言うことです。

韓国の国民健康保険は後発薬品、所謂ジェネリック薬品を基盤として成立をしています。何故かと言えば、いまだにアメリカの製薬会社が特許を持っている製品・医薬品は非常に価格が高いので、それを基盤として国民健康保険制度を構築・維持することは出来ないからです。

どうすれば韓国における特許医薬品が、特許の期間が終わりさえすればジェネリック薬品として市場に出やすくなるかということは、韓国の健康医療保険制度において非常に大きな重要な問題です。しかしその韓米 F T A 協約の中では、発効後三年まで後二年残っていますので、二年以内に製薬会社の特許と市販許可を連携する、関連づけるそういう制度を作るということを規定しています。

次に萎縮効果についてです。韓国には「中小企業適合業種制度」というものがあります。この制度は、韓国では所謂中小企業が殆どの雇用を担っているというところから出てきた制度です。従って、ある業種が適合業種と

して指定されれば、そこには基本的に中小企業だけが参入できるという制度です。

この制度に関して非常に問題になっているのが韓米 F T A 違反の問題です。F T A では、中小企業ではないという理由で、ある米国の企業をその業種から排除するということを認めていないからです。

### 大企業・サムスは F T A を利用して中小企業に対抗する

次は、米政府ですとか、アメリカの会社かというところだけではなくて、韓国内部においてもこの F T A を利用した様々な動きが、企業の動きがあります。特に韓国の大企業サムスンですね。サムスンが韓米 F T A を利用した動きをしているということがあります。

サムスンカードが米国系ディスカウントストアのコストコに対してのみ特恵手数料（〇・七％）を提供し、国内中小自営業者からはもっと高い加盟店手数料率を受け取ったのは差別だという社会的批判を受けると、サムスンカードが中小自営業者の要求は韓米 F T A に違反するという公文を中小自営業者に発送する、という事件が起きました。

サムスは、国内の中小企業ですとか、零細企業に対抗するために、この韓米 F T A を利用しようとしているわけです。対外的にどうこうというわけではなくて、寧ろ

国内の中小企業に対する対抗にこれを利用してしようとしているということだ。

### FTAは地産地消の学校給食にも介入

それから学校給食の問題、学校給食条例に関してもお話ししたいと思います。韓米FTAの過程・プロセスの中で議論になったことの一つが、所謂地産地消の食材を給食に使うというその制度に関わるものです。何故かと言えば、結果的にアメリカ、米国の農産物を給食には使用しないという結果が出るからです。その問題に関して、私も含めてですけども、非常に大きな、多くの意見がありましたし、学校給食ではやはり地域の農産物を使えるようにしたいという強力な要求がありまして、非常に大きな議論になりました。その運動の結果、韓米FTAにおいても、父母が出す学校給食費の部分ではなくて、政府がその公的な予算として購入する、その部分の給食に関してはその地域の農産物を使うことができるという覚書が入りました。それが今の韓国の学校給食の現状です。

一般的な韓国の給食の状況というのは、小学校については地方自治体とか政府が給食費の支援をしますけれども、中学校・高校に関しては親が給食費を出すというのが一般的な状況です。韓国政府の説明というのは、今申

上げましたように、政府が出す部分に関しては給食に使う食材について、韓国産のものを使うことが可能だという説明です。しかしそのお金が、親が出す部分に関してはそれは不可能だということです。この間韓国では、地域の農産物を学校給食に使えるようにするという条例を非常に広範囲に、各地方自治団体が作って来ました。しかしその条例を運用するにあたって、大きな問題が出てきましたということです。この政府の方針に従って、せっかくできた地産地消条項をなくしてしまう地方自治体も出てきています。勿論そのままにしている所もあります。

また異なるもう一つの対応としては、地産地消という言葉は外しますけれども、韓国で生産された新環境、所謂有機農業ですね、その農産物を使う、そういう項目にしたという所もあります。

### 韓国の徴税政策の是非がたった一人の人間で判断される

最後に、ロンスターとISD、それから農業・米の問題については簡単にお話します。米国系の私募ファンド、プライベートファンドのロンスター社が二〇一二年九月に大韓民国政府を国際仲裁に提訴した事件は特に韓国の法律家の中で、重大な事件として受け止められています。ロンスターは、韓国政府の株式譲渡承認の遅延に

よって約二兆ウォンの損害を受けたとして、その賠償を請求しました。現在国際仲裁に関して、ロンスター側の仲裁人は決まり、それから韓国政府側の仲裁人も決まりました。

しかし、韓国政府が勝訴するか敗訴するかを決める、一番重要な議長仲裁人に関しては現在世界銀行の傘下にある投資紛争解決国際センター（ICSID）という機関の事務局長が就任するという事が決まっている段階です。おそらく韓国政府の一番重要な政策である徴税政策、徴税の問題をそのたった一人が判断するという結果になると思います。

### 韓国の米に対するアメリカの要求

最後に米と農業についてです。米に関しては、韓米 F T A の関税撤廃政策から除外されています。おそらく日本においても安倍首相の所謂「聖域」というのは、韓国におけるこの米のようなものではないかと考えられます。しかし、昨年明らかになった事実があります。アメリカは米を例外にする代わりに、昨年韓米 F T A が発効する前の段階で、韓国に対してこんな要求をしていました。

これは、W T O の協定において、二〇一四年迄米が関税の例外とされているために、米国の方でも米を関税の

例外にしたそうです。昨年分かった事実で何をアメリカが要求していたかと言う事ですけども、二〇一四年に W T O による米の関税例外化が終了した段階で、やはり米を関税化の例外化から外すとうことに向けた再交渉を要求していたということが分かった、ということです。

この F T A の中には二〇一四年まで外国産の米の輸入を増加する、増やすという項目が入っています。ここで言っている輸入というのは、ご存じのように、所謂ミニマムアクセスでしょうか、最小輸入物量をさしています。ですので、例外というのは、ほんの一次的な事だと言うことです。そしてその例外に対しては、必ず米国はこれに対する対価を要求します。

少し時間を過ぎてしまっって申し訳ありません。今日はざっとお話ししましたが、もっと正確な資料が出てきたら、是非この T P P を慎重に考える会でもお伝えしたいと思います。

# ウクライナ産トウモロコシの増産をめぐる情勢等について

農畜産業振興機構

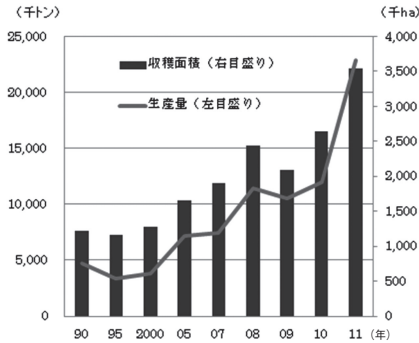
新川 俊一

## 1 はじめに

ウクライナ農業は、大きな変革の時代を迎えようとしている。それは、トウモロコシの増産である。増産を背景に、世界の穀物供給基地としての位置付けが強まっている。

旧ソ連時代、旧ソ連時代の

## トウモロコシの収穫面積及び生産量の推移



出所：ウクライナ統計局

旧ソ連時代、旧ソ連時代の国営農場などの生産が主体だったが、現在、国営農場のほとんどは解体した。生産が国から民間へシフトした

ことで、欧米からの資本を呼び込み、資金の調達性が高まるなど、増産の要因となっている。

日本との関係を見ると、これまでトウモロコシの調達先は米国が大宗を占めていたが、二〇一二年、ウクライナ産が急増した。前年の実績が一〇〇トン程度であったが、八五万トンまで伸び、全輸入量の一割弱を占めた。米国の干ばつの影響で米国产価格の高騰が背景にある。

しかし、ウクライナ産の輸入は一二年ははじめから開始されており、必ずしも米国产価格だけが要因ではない。より安価でかつ、安定した供給先を確保するため、調達先の多角化の進展がみえてくる。

本稿では、ウクライナにおけるトウモロコシ増産の要因を考察するとともに、ウクライナ産トウモロコシ輸出拡大に向けた見通し等を取りまとめる。

## 2 生産拡大の要因

トウモロコシの増産の主要因は、①収穫面積の拡大、②施肥量の増加、③輸入種子の増加である。旧ソ連時代以降、トウモロコシ生産が低迷したが、最近、めざましい勢いで伸びている。

背景には、欧米からの資本の流入がある。ウクライナのトウモロコシ経営は、資金調達が容易になったことで、農業資材の調達を進め、より高い収益性を求めるようになっていった。それを可能とする要因として、農法人の税制優遇がある。事業にかかる税金が、収益ではなく土地の評価額に課税されるなど、収益が上がっても、税率はほとんど一定となる。また、最近の国際的な飼料原料価格の上昇もある。農業を取り巻く情勢が変化する中、増産が進んでいる。

まず、ウクライナ産トウモロコシの生産拡大の要因を概説する。

### (1) 収穫面積の拡大

トウモロコシの収穫面積は、右肩上がりの増加をみせている。一年のトウモロコシの生産量は、一〇年前に比べ約六倍と著しく増加。作付意欲が高い要因は、小麦に比べ、①生産が安定していること、②収益性がよいことである。

小麦は、天候の影響を受けやすく、生産が不安定となる。特に、全生産の九割を占める冬小麦は、しばしば、

ウインター・キル（凍害）の被害を受ける。一方で、トウモロコシの生産は安定している。ここ一〇年間の推移をみても、生産は大きな減産がないことがわかる。

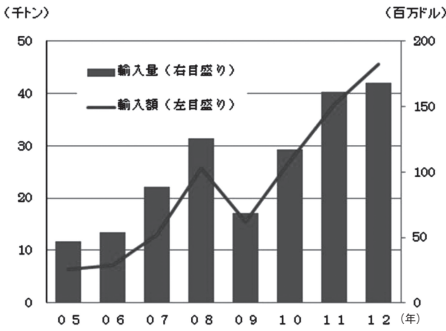
次に、収益性である。トウモロコシの収益は小麦を上回る。小麦は主に、国内のパンの材料として仕向けられるため、小麦は内需が主体となる。トウモロコシは外需が主体となる。国際需給の影響を受ける外需は、国内販売価格よりも総じて高くなる傾向があることから、トウモロコシの方が収益性がよい。

### (2) 施肥量の増加

ソ連崩壊後、生産者は短期的な資金調達が困難であったことから、施肥量は大きく減少。ウクライナは、農業融資コストが高く、中小零細生産者は、次年度の生産に回す資金を調達することができなかった。この課題は、欧米からの資金の受け皿となったアグロホールディング（穀物生産、配合飼料製造、畜産物生産などを包括する農業企業体。形態は、出資会社や完全子会社などをグループ化）と、トウモロコシを現物担保とした融資制度（政府が五〇%の利子助成）により、解決に向かっていく。

その結果、〇九年のリーマン・ショックを除くと、施肥量はおおむね増加傾向で推移することになる。肥料要求性の高いトウモロコシは、施肥量の増加に伴って、単収が向上。一年の単収は、二〇〇〇年比二倍の六・四

## トウモロコシ種子の輸入の推移



出所：UkrAgroConsult  
(注) 12年は1～3月

の約三倍。一二年の輸入量は、〇五年の約三倍。一二年の輸入量は、〇五年の約三倍。一二年の輸入量は、〇五年の約三倍。

トン/haと、大きな伸びとなった。気候・風土が類似するEUの単収と比べると、まだ低い。ウクライナ政府関係によると、ウクライナの必要施肥量(一haあたり)は一八〇キロ。現在の施肥量の三倍となる。今後、肥料の投入が増加すると、さらなる単収の向上が見込めるものとみられている。

## (3) 輸入種子の増加

トウモロコシ種子の国内生産の太宗は、在来種で、ハイブリットはわずか一割に留まる。一方で、販売に必要な種子の登録は、〇八年以降、外国産が国内産を上回った。トウモロコシの国際価格の高騰を背景に、より生産性を高めるため、ハイブリットなどの外国産種子を求める傾向が強まっている。

年の平均輸入単価(CIF)は、前年比一五・七%高と、より高価格帯の種子の輸入が進んでいるものとみられる。

種子の輸入先国は、〇九年まで米国が四割を占めていたが、一〇年以降、米国のシェアは低下し、一一年にはルーマニアとハンガリーで六割を占める。これは、大手外国種子メーカーが、両国にも生産拠点を設け、東欧市場に本格的に参入したことが背景にあるとみられている。

## 3 輸出拡大の要因

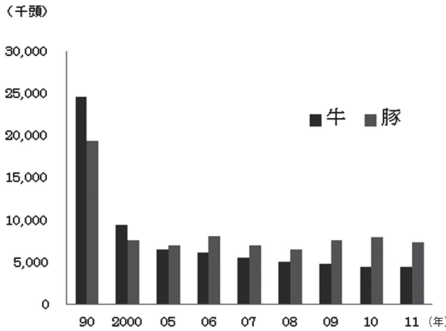
増産が進む中、ウクライナ産トウモロコシは輸出志向性を高めていく。輸出志向性を高められる要因は、①国内の飼料需要の低下、②価格優位性がある。次に、ウクライナ産トウモロコシの輸出拡大の要因を概説する。

## (1) 飼料需要の低下

旧ソ連時代、ウクライナは畜産物を大量に生産し、ソ連(現ロシア)へ供給していた。ソ連崩壊後、畜産物のロシア向け輸出が低迷、飼料穀物の需要が大幅に減少することになった。家畜の飼養頭数の推移をみると、一九九〇年以降、大幅に減少した飼養頭数はいまだ回復基調にない。食肉の生産量、消費量の直近の動向をみても、ともにほぼ横ばいで推移し、ロシア向けの食肉輸出はわ



## 家畜の飼養頭数の推移



出所：ウクライナ統計局

日本の貿易統計によると、二〇一二年のウクライナ産の平均輸入単価（CIF）はトンあたり二四、六一九円と、米国産（二七、一八五円）やブラジル産（二七、四四四円）、アルゼンチン産（二五、四〇二円）に比べ安価である。ウクライナ産が安価な理由は主に二つ考えられる。一つは、

ずか三万トン程度と低調のままである。食肉輸出の低迷を背景とした家畜の飼養頭数が減少などにより、トウモロコシの飼料需要は大きく縮小した。生産量と消費量の差をみると、小麦はパンなど食料として需要があるため、小さいものの、内需が縮小したトウモロコシは大きい。

畜産の再興が見込めない現状で、トウモロコシの増産を背景に、今後も輸出余力が強まるものと考えられる。

### (2) 価格優位性

## 4 生産・輸出拡大の課題

ウクライナ産トウモロコシは、米国産に取って代わって、世界の供給基地を担うか。品質やインフラなどの課題があり、現状では難しい。

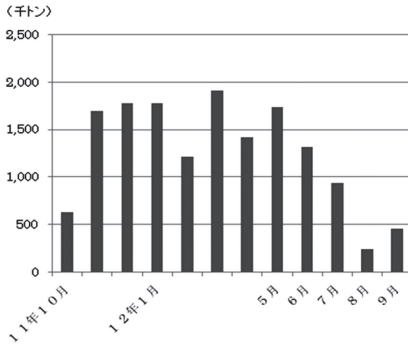
### (1) 粒の割れ

ウクライナ産は粒に割れが多いという。主な原因は、①農業機械が旧式であること、②品種の不適合である。

農業機械は、乾燥機（ドライヤー）などが旧式で古いため、乾燥温度の適正な調整ができず粒の割れを生じてしまう。大半の農業機械が旧ソ連時代から使用されており、更新が進んでいないのが現状である。

品種の不適合もある。高単収が期待できる欧米の気候に適した種子を使用した場合、収穫時、粒の水分含有量は比較的高くなる。この状態で乾燥させると、周辺部と中心部の水分含有量に大きな差が生じ、粒の割れとな

## トウモロコシの月別輸出货量



出所：ウクライナ統計局

る。

## (2) 保管施設の老朽化

農業インフラが未整備も課題である。旧ソ連時代以降、政府の予算的制約もあり、農業インフラの整備に予算を十分に配分できていない。トウモロコシでは、特に、保管施設は深刻な状況である。収穫した保管施設が老朽化し保管状態が悪い。収穫以降、品質が徐々に劣化してしまう。輸出に響く。前年に収穫したものは、六月には品質劣化が進み、輸出することができないまでになる。輸出が活発になるのは、新穀の収穫が始める一〇月以降となる。安定的な輸出国としては課題がある。

## 5 おわりに

以上のことを踏まえ、ウクライナ産トウモロコシの今後の生産・輸出・価格動向を考察してみる。生産は、高品質な種子の利用拡大、施肥量の増加などから、今後も増加するであろう。国内の飼料需要が低迷する中、増産は輸出をさらに加速させる。ただし、政府は、小麦の不作を理由に、たびたび輸出制限を発動する。この際、小麦に限らずトウモロコシを含め包括的に輸出を制限してきた。この点は懸念材料である。価格は、現時点で、価格上昇は限定的であると考えられる。ただし、中長期的に、ウクライナ国内で、生産が家族経営から企業経営へ移行が進むと、国際的な要因がより大きくなる可能性がある。その場合も、国内で寡占化することは考えにくく、競争原理は働くものとみられ、比較的に安価に推移するものと考えられる。

ウクライナ産トウモロコシは、懸念材料はあるものの、価格優位性を活かして、世界の中で存在感を増すことは言うまでもない。

# Web版「農業経営診断サービス」の開発と今後の展開

農研機構・中央農業総合研究センター 大室 健治

## 一 開発の背景とねらい

実績に乏しい新規就農者や積極的な事業展開を図る農業経営においては、経営悪化の兆候を早期に発見し改善策を講じるための農業経営診断を適時に行うことが重要である(注)。そして、このような経営診断を行う際には、診断対象の属性に適合した標準値が必要であり、その標準値は、営農類型だけでなく地域性や規模、品目等を考慮する必要がある。

そこで、農研機構・経営管理技術プロジェクトでは、営農類型・地域・規模・品目の区分を設けた標準値データベースを構築するとともに、この標準値を用いた経営診断を行えるWebアプリケーション(Web版「農業経営診断サービス」)を開発した。

## 二 サービスの特徴

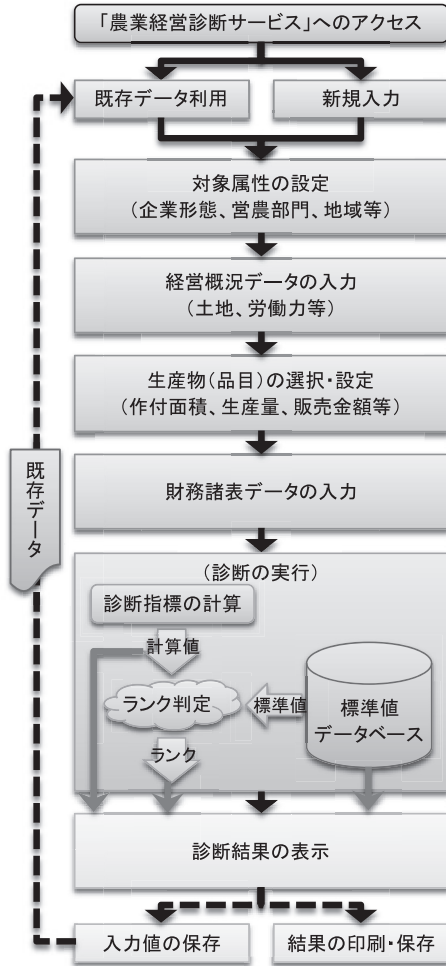
このサービスでは、対象経営の実績値をもとに診断指

標を算出するとともに、データベースに内蔵する標準値を用いた判定ロジックに沿って、各指標のランクを表示する。

利用手順は、まず、Webサイトにアクセスした上で、「対象属性の設定」「経営概況データの入力」「生産物の選択・設定」「財務諸表データの入力」を行った後、経営診断を実行する(図)。経営類型は、営農類型・地域・規模を組み合わせたものであり(表1)、露地野菜・施設野菜、果樹については、主要な品目(売上高に占める販売金額の割合が最大の品目)を特定して診断を行う。

出力結果は、経営全体と生産している作目別に、それぞれの概況と診断指標を表示する(表2)。概況については対象経営の実績値と標準値を示すとともに、診断指標については実績値と標準値に加えて判定ランクを示す(表3)。なお、各指標を評価するための区分は平均値と標準偏差を利用しており、Bを中位ランクとして、SとAを良好値、CとDを不良値として評価する。

図「農業経営診断サービス」のフロー



さらに、本サービスでは、Webブラウザ上での情報の入出力だけではなく、Excel/csv/XML形式による入出力や、PDF形式による診断結果の帳票を出力できるようになっている。

### 三 活用場面と利用上の留意点

このサービスは、青色申告を行う農業者や法人経営が自営を診断する際に活用できるだけでなく、普及指導機関やJAの営農指導員等が新規就農者や担い手経営の

経営指導を行う際に活用できる。

標準値データベースのデータは、農林水産省統計情報部の農業経営統計調査（営農類型別経営統計（個別経営、組織法人）の二〇〇八～二〇一〇年、生産費統計（米、小麦、大豆、さとうきび、てんさい、牛乳、

子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛）の二〇〇四～二〇一〇年）の個別結果表を再集計している。そのため、判定結果の解釈に当たっては、集計年次などこれらデータの特性に留意が必要である。

なお、このサービスは、農研機構経営管理システムのWebサイト (<http://mnp.dc.affrc.go.jp/>) から無料で利用できる。

表1 「農業経営診断サービス」における経営類型

営農類型	地域区分	規模区分	生産物
水田作	寒地(北海道・東北(4県))	5ha未満、5~7ha、7~10ha、	米、 小麦、 大豆
	寒冷地(東北(2県)・北陸)	10~15ha、15~20ha、20~30ha、	
	温暖地(本州・四国)	30~50ha、50~70ha、70~100ha、	
	暖地(九州・沖縄)	100ha以上	
畑作	北海道	30ha未満、 30~50ha、 50ha以上	小麦、大豆、 ばれいしょ、 てんさい
	本州・四国、 九州・沖縄	5ha未満、 5~30ha、 30以上	
酪農	北海道、都府県	(未区分)	生乳
露地野菜	品目 区分	キャベツ、ほうれんそう、レタス、しろねぎ、だいこん、にんじん	左記に 準ずる
施設野菜		大玉トマト、きゅうり、なす、ピーマン	
果樹		りんご、みかん、ぶどう、なし、もも	
露地花き			露地花き
施設花き			施設花き
茶			茶
さとうきび			さとうきび
肉牛(繁殖)		(未区分)	子牛
肉牛(肥育)			肥育牛
養豚			肉豚
ブロイラー			ブロイラー
採卵鶏			採卵

注：生産物は、営農類型に応じて選択可能な品目である。

表2 出力する概況と診断指標(個人経営)

経営全体	概況	経営耕地面積(ha) 水田面積(ha) 畑地面積(ha) 樹園地面積(ha) 常時従事者数(人) 固定資産(千円) 借入金(千円) 売上高(千円) 農業所得(千円) 労働報酬(千円)	土地生産性 経営耕地面積10a当たり売上高(千円) 経営耕地面積10a当たり経営費(千円) 経営耕地面積10a当たり農業所得(千円) 経営耕地面積10a当たり労働報酬(千円)	労働生産性 常時従事者1人当たり売上高(千円) 常時従事者1人当たり経営費(千円) 常時従事者1人当たり農業所得(千円) 常時従事者1人当たり労働報酬(千円)	概況 作付面積(a) 労働時間(時) 生産量(kg) 粗収益(円)	生産物別 診断指標

注：生産物別の診断指標の単位は、生産物によって異なる。

表3 診断結果の例示

経営 全体	診断 指標	出力項目		実績値	標準値	判定
		土地生 産性	経営耕地面積10a当たり売上高(千円/10a)			
		経営耕地面積10a当たり経常利益(千円/10a)	26.7	45.6	B	
		原価率	売上高材料費率(%)	32.1	15.1	D

注: 各指標のランクは、良好な順に、S、A、B、C、Dの5段階である。その判定ロジックは、標準値を平均 $\mu$ とし、正規分布を仮定して平均 $\mu$ と標準偏差 $\sigma$ を用い、Sは「 $\mu + 1.25\sigma$  以上」(10%)、Aは「 $\mu + 0.25\sigma \sim \mu + 1.25\sigma$ 」(30%)、Bは「 $\mu \pm 0.25\sigma$ 」(20%)、Cは「 $\mu - 1.25\sigma \sim \mu - 0.25\sigma$ 」(30%)、Dは「 $\mu - 1.25\sigma$  未満」(10%)である。

#### 四 今後の展開

本サービスは、今後、ユーザー評価を踏まえ、標準値データベースの改良を図っていくとともに、経営計画機能と連動した診断を可能とする総合的な農業経営診断システムへと改良していく予定である。

#### (注)

関連する研究には、土地利用型経営における経営診断の問題を検討した梅本雅(一九九九)「土地利用型農業の経営診断指標『農業普及研究』第四巻第二号や、梅本雅・大浦裕二・関澤蒼朗(二〇〇二)「インターネットによる農業経営診断システム『農業情報研究』第一一巻第二号がある。特に、本稿で紹介する診断サービスの全体構想については、佐藤正衛・大室健治・松本浩一(二〇一一)「新規参入経営を支援す

る農業経営診断システムの開発とその課題『関東東海農業経営研究』第一〇二号において取りまとめている。

また、近年の農業経営診断に関する既往研究の整理については、南石晃明(二〇一一)「農業経営診断・計画における生産・財務リスクの統合的管理『農業におけるリスクと情報のマネジメント』農林統計出版や、日本農業経営学会編(二〇一一)「農業経営・農業組織の管理・分析・診断・計画手法の評価と展望『農業経営研究の軌跡と展望』農林統計出版が参考になる。さらに、農協の取組みに焦点を当てて農業経営指導の一端を明らかにしているものに、柴垣裕司(二〇一一)「農協による『農業経営管理支援』の可能性」稲本志良編集代表『農業経営発展の会計学』昭和堂がある。

## 編集後記

安倍総理のTPP交渉参加への対応は、前のめりどころか猪突猛進の如きおもむき。

二月の日米共同声明のどこを読んだら「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明らかになった」のかよくわからないが、こんな内容に安倍総理が誇って見えるのも、ましてや経団連の米倉会長が「すばらしい交渉力だった」と持ち上げるのも、ほとんど意味がわからない。

もっとわからないのが、商業新聞やその系列下にあるテレビ各局がおしなべて交渉推進一辺倒の報道を繰り返す一方、交渉参加に慎重な立場の集会やデモなどには一切ふれないか、ふれてもほんの申し訳程度であることだ。もっとも、こうした事象はTPPに限ったことではないのだが…。

昨年、ニューヨーク・タイムスの東京支局長が『「本当のこと」を伝えない日本の新聞』という著書を出したが、日本の大手新聞は外国人記者からみたら大変奇妙な存在らしい。各社の記者が現場で取材せずみんなが記者クラブに詰めて、プレスリリースをもらって同じ記事を書くことや、記者が政治や省庁、警察と仲良くしてスクープを貰うというやり方に疑問を抱いているのだという。東日本大震災が起きた際、「東京電力や原子力安全・

保安院、菅内閣はどうも真実を口にしていないらしい」という不信感が世界に広がっていったというが、彼らへの信頼性はほとんどゼロに等しかったらしい。

ジャーナリズムには権力の監視者の役割も求められていると思うが、日本にはそうした考えを持つ記者が少ないということが、寂しすぎはしないか。

TPPに話を戻すが、その日米共同声明の内容についての米国内向け報道は、当然ながら日本と大きく異なり「日本は全ての農産物関税を撤廃するというアメリカの目的を理解した」との政府説明を業界が歓迎しているという。互いに自国民に受け入れられる言い回しをするのは当然としても、伝えられている報道を見る限り重要品目の例外扱いが可能との認識を持つ参加国は、どうやら日本だけのようだ。

それでも、安倍総理は居丈高に「民主党とは違う」と、自らの交渉力を誇示して見せる。散々だった前政権との違いを強調したいのはわからなくもない。

だが、そろそろ体裁を取繕うのは止めて、TPP交渉に参加するのも「国益のため」でなく、大方のマスコミがいうように中国を意識した日米同盟関係を優先したいのだといえはいい。一方で閣僚の靖国参拝や「主権回復」式典などを強行して彼の国を刺激するなど、目に余る米国追従姿勢への裏返しとしか映らない。

(太田)